

毎月1回1日発行

政策資料

No.110 《復刊4号》
1975.9

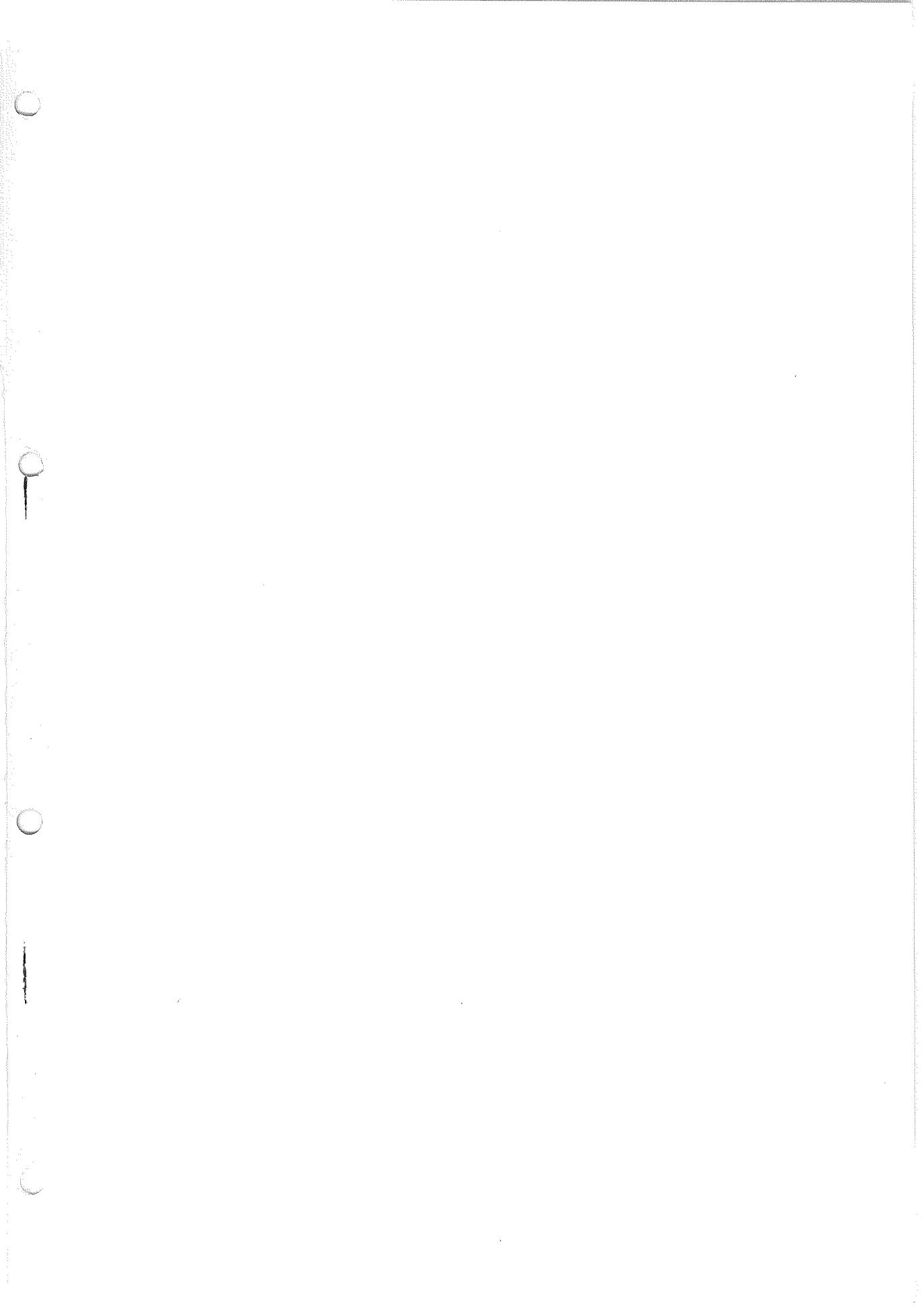
資料

特集 住宅政策

「住宅審答申」批判及び
党の住宅政策の基本的方向…1

- △個人情報に係わる
プライバシー保護政策…11
- 個人情報保護基本法案の趣旨説明…11
- 個人情報保護基本法案…12
- 「個人情報に係わる
コンピュータ規制法案」要旨…14
- 個人情報処理に係る電子計算機等の
利用の規制に関する法律案要綱…17
- △地方交通確保のための四法案…23
- △国立コロニー「のぞみの園」の
運営改善に関する申入れ…30
- △民間重症児施設、
他の運営改善に関する申入れ…31
- △核防条約に対するわが党の態度…32
- △原水禁世界大会における
成田委員長あいさつ…35

日本社会党政策審議会



一九七五・八・九

特集

「今後の住宅政策の基本的体系についての報告」
 ――住宅宅地審議会最終答申――に対する批判と
 わが党の基本的態度

一はじめに――

住宅宅地審議会最終答申――『今後の住宅政策の基本的体系についての報告』――は、わが国における住宅実情から、戦後の、とりわけ

第一期、第二期住宅建設五カ年計画に代表されるこれまでの政府の住宅行政を総括するとともに、今後の日本の住宅行政の方向を提示する位置にあり、国民の住生活にとって極めて重要な意味を持つものであると考える。

しかしながら、最終答申に先だって昨年一

〇月に出された「中間報告」をみると、その現状認識、総括は幾多の白書・答申にない、あいまいであります政府の側に立ったものであり、方向性においても国民の望む住宅難解消が実現する方向とは言難いと考える。最終答申は、多くの批判を受けながらも中

間答申より一步も出でていない。よってわが党は、最終答申に反対の立場をとり、国民の側に立った現状と方向性を提起するとともに、政府に対しこれを追求するよう強く要求するものである。

I 住宅事情の実態の認識について

わが国は、政府の高度経済成長政策のもとでG.N.P.世界第二位にまでなつたが、その反面、高度経済成長を維持するために国民生活は常に犠牲とされてきた。

とりわけ、住宅は一日の労働の疲れをいやし、家族との憩いの場として、人間としての健康で文化的な生活をおくるうえで最も重要な要素であるにもかかわらず、自民党政府の「雨露をしのげれば」という姿勢のもとにその対策は置き去りにされてきた。

日本社会党政策審議会
土地・住宅政策委員会

しかしながら答申は、住宅事情の実態を「全国の住宅数は三二〇三万戸に及び、全都道府県で世帯総数を上回るに至るなど、少なくとも戸数の面では住宅は一応確保されているものと考えられる」とし、政府のこれまでの戸数中心主義にまつたく追従する認識にたつており、住宅難に対する「住宅難世帯は四三年一四・六%から四八年二四八万世帯（九・六%）に減少、大都市においては一二・八%）、これに対し主観的な意識は一〇〇三万世帯（三五・一%）と変らず、中間所得者層を中心とした、住宅難を国民の切実な訴えとしてではなく、中間所得者層を中心としたぜいたく意識かのように規定している。

一昨年、総理府が実施した住宅統計調査に

よると、四八年一〇月現在の住宅総数は二八七三万戸であり、持ち家一七〇一万戸（五九・一%）、借家一・一七二万戸（四〇・八%）となつてゐる。借地のうちわけは、設備専用民営借家六三五万戸（住宅総数の一・二一・一%）、借家総数の五四・一%）、公営借家二一〇〇万戸（六・九%、一七・〇%）、給与住宅一八四万戸（六・四%、一五・七%）、設備共用民営借家一五四万戸（五・三一%、一三・一%）となつており、民営借家の比重が非常に大きく、また民営借家のうちいわゆる木賃アパートは三二六万户（住宅総数の一・四%）である。

居住水準の特徴を見ると、一人当たり戸数が三・〇戸未満の居住密度の高い普通世帯数は二二九万世帯（普通世帯総数の七・五%）あり、家族が分離して就寝できないのは九四七万世帯（三三・五%）、食事と就寝の部屋を共用している世帯は七〇〇万戸（二十四・一%）、一日の日照時間が三時間未満の住宅は三六〇万戸（一二・五%）、そのうち一時間未満一四万戸（四・三%）となつてゐる。

昭和四八年度「国民生活白書」は、住宅窮世帯が全国で一〇〇三万世帯（世帯比率三五・一%）にのぼると発表した。因窓理由の第一は「住宅が狭い」で四九・六%となつており、白書はさらに、都市の借家に住んでいる人の状態は五年前に比べてほとんど改善されていらず、民営借家はもとより、公営借家で

七三万戸であり、持ち家一七〇一万戸（五九・一%）、借家一・一七二万戸（四〇・八%）となつてゐる。借地のうちわけは、設備専用

は困窮世帯の割合は四七・九%から五三・五%へとむしろ増えている、としている。

政府の調査・白書をみても、わが国の住宅事情は少しも改善の方向へむかわず、むしろ大都市への産業・人口の集中、インフレ、物価高騰（地価高騰を含む）などの悪条件も手伝つて困窮の度合を深めているといえる。むろん答申が述べるように住宅建設のスピードはさほど遅くはなく戸数だけをみれば「極めて少ない」とは見られない（わが党が主張する空家率三〇%にはどうてい及ばないが）。問題は住宅の「質」である。

困窮世帯の困窮理由をみても狭少・老朽・

設備劣悪・非衛生など住宅の質への訴えがほとんどである。しかし質の要求は決つしてぜいたくなものではない。一步外へ出れば高速道路・新幹線が国中に走り、政府が高度成長G.N.P.世界第二位を誇つてゐたわが国において、人間生活の土台をなすとともにいえる「わが家」が家族でくつろげるスペースもないのがあれば不満を持たない方が不思議といえる。最近では住宅難は殺人事件すら引起しているのであるから、これは人間らしい生活への欲求であると同時にもはや生命の問題といえる。

答申の現状認識は非常にあいまいものであり、このようないきにたつての今後の住宅行政の方向は、国民の住宅要求とは全く乖離したものがとなるのは必然である。

II 住宅難の原因の認識について

こうした住宅難に立つた原因として「答申」は、「国策の重点が経済の拡大充実における住宅資金の確保は十分ではなく、人口・産業の大都市集中に対する対策が立遅れた」としてその不十分性を指摘してはいるものの、公共住宅の建設低下の原因として「地方公共団体の住宅建設拒否」をあげ、さらに問題点として公的住宅入居者の流動性的の確保、原価方式による住宅間の不均衡などを挙げてゐる。

こうした総括・問題点の提起もまったく事実・因果関係を無視するものである。地方自治体の財政を圧迫し、自治権を徐々に剝奪していく政府が今さら責任の一片をも地方自治とんどである。しかし質の要求は決つしてぜいたくなものではない。一步外へ出れば高速道路・新幹線が国中に走り、政府が高度成長の理由がある。土地・都市対策抜きの人口急増は苦しい地方財政に拍車をかけた。学校・保育園・交通はもとより水・ガスなどの需要の激増は都市のかかえていた既存の施設ではその要求に応えることはできず、施設の増設をせざるを得ないが、もともと窮屈な財政状態のうえに、土地・建材を筆頭とする物価の高騰により、健全な市政・先住者に対するサービスすら遂行できなくなってしまった。そ

「住宅建設」に対する地域住民の生活と都市環

境を防衛する立場における住宅建設拒否である。公共住宅の建設の低下は地方自治体にその責任をかぶせられる問題ではない。また管理の不備として、入居者の流動性の確保が充分ではない、また原価方式による住宅間の不均衡が生じているなどをあげているが、これらは決して住宅難の要因とはいえない。住宅はホテルではないのであるから、それ程流動性があるはずではなく、また職住近接、教育社会的コミュニティー形成などの課題からいっても住宅の流動性には問題が多い。住宅間の不均衡は本来その人その人が家族数に見合った住宅を確保し、そのうえで能力に応じて家賃を支払うという賃貸住宅の目標からいえば高家賃こそ問題なのであって、低家賃への引下げを図る政策を追求すべきである。

答申で提起している問題点は全て政府の住宅行政に対する怠慢を隠蔽するものであるとともに、公共賃貸住宅の戸数の少なさを無視した分析であり、公共賃貸住宅を増やさないで持家・民間アパートでの住宅供給を念頭においた問題点である。

昭和四一年からの第一期住宅建設五ヵ年計画では公共賃貸住宅は約八〇万戸、四六年から第二期住宅建設五ヵ年計画では約六〇万户しか建設されておらず、住宅総数に占める公共賃貸住宅のシェアは七%弱にとどまりており、公共賃貸住宅はわが国では例外的な

ものとなっている。しかも、公団賃貸住宅は家賃の四倍以上という収入の下限を設けていることでもわかるように、中位以上の所得者とどめをさされ自滅した田中内閣に変って誕生した三木内閣は、ソフトムードであらわれ福祉の充実、「住宅を重点的に」と宣伝したがその真価をとられた五〇年度予算編成はどうであったのか。

三木首相の一連の発言とはうらはらにまったく実体のないものであり、これまで政府の住宅政策がとつてきた民間自力、持家促進の路線をさらに推進するものとなっている。

対策費は、二九四六億円で前年比約二〇%増となっているが、一般会計中一・四%足らずであり、国民にとって必要のない防衛費が六・三%も占めているのと比較するとまったくお話にならない。とくに昨年、土地・建材が三〇~四〇%も高騰したこと、全体の予算が実質二七%増であることを考えると住宅対策は大幅に後退したといえる。さらに戸数を見ると、公営住宅一万戸減、改良住宅二千戸減、公団住宅一万戸減、住宅金融公庫六万戸減となっており、この予算の範囲内では住宅難は解決できない。

予算案の内容はさらにお粗末である。公営

ものとなっている。しかも、公団賃貸住宅は家賃の四倍以上という収入の下限を設けていることでもわかるように、中位以上の所得者とどめをさされ自滅した田中内閣に変って誕生した三木内閣は、ソフトムードであらわれ福祉の充実、「住宅を重点的に」と宣伝したがその真価をとられた五〇年度予算編成はどうであったのか。

国民の住宅要求の声のなかで、金脈問題でとどめをさされ自滅した田中内閣に変って誕生した三木内閣は、ソフトムードであらわれ福祉の充実、「住宅を重点的に」と宣伝したがその真価をとられた五〇年度予算編成はどうであったのか。

第一期、第二期住宅建設五ヵ年計画の実績

そして予算をみてもわかるように公共賃貸住宅の低下の原因は地方自治体のせいではない。政府がとつてきた住宅政策そのものに起因するものである。

答申はこうした基本的問題点を前面に押し出した総括を行なわず、入居後の管理における問題などと並列的に列記することにより総括をあいまいなものにしている。

また、現在の人口・産業の大都市集中、地方の過疎、公害など国土の利用全体に対する再検討を行なう必要があると考えるが答申はその点もあいまいなものとしている。

住宅難の原因是、第一にインフレ、物価高騰、社会保障の立遅れなどに、第二には土地・都市対策など国土利用対策の欠如に、そして第三には住宅は雨露しのければ良いとし、

住宅は四九年度の二万九千戸減と合わせると建設戸数は実に三分の一に減らされている。

また住宅公団の供給計画のなかでは分譲住宅六〇%，賃貸住宅四〇%となり分譲重点への姿勢の転換が示されている。

第一期、第二期住宅建設五ヵ年計画の実績

そして予算をみてもわかるように公共賃貸住宅の低下の原因は地方自治体のせいではない。政府がとつてきた住宅政策そのものに起因するものである。

答申はこうした基本的問題点を前面に押し出した総括を行なわず、入居後の管理における問題などと並列的に列記することにより総括をあいまいなものにしている。

また、現在の人口・産業の大都市集中、地方の過疎、公害など国土の利用全体に対する再検討を行なう必要があると考えるが答申はその点もあいまいなものとしている。

住宅難の原因是、第一にインフレ、物価高騰、社会保障の立遅れなどに、第二には土地・都市対策など国土利用対策の欠如に、そして第三には住宅は雨露しのければ良いとし、

国民が勝手に建れば良いとする政府の住宅に対する無理解・放置にある。住宅難は産業基盤整備に力を入れ生活基盤の整備に対しては予算をさこうとせず、そしてインフレや土地・都市対策の放置など常に独占資本優先の政策を進めてきた自民党政府の国民生活の向

上と防衛という政府のもつ基本的任務を放棄した体質・姿勢に起因するものであるということができる。答申は国民の利益を守ろうとする労働者側委員の努力にもかかわらず官製審議会の例にもれず、政府の政策を擁護しその基本姿勢を貫徹せんとしており、誤った現状認識、欺瞞的な総括から出される方向性は、国民の要求と国民生活の向上から一八〇度乖離したものとなっている。

III 今後の住宅政策の基本的体系について

まず、"安くて住みよい住宅供給"の方向性の問題であるが、基本的には「持家」と「賃貸」、どちらを現時点において供給の軸に置くのかという問題が常に論議される。

"住宅の質"が問題になると、政府はいつでも個人の持家住宅の建設促進をいう。「国民は庭付きの個人住宅を求めている」というのである。しかし、それが国民の夢であつても、一方ではインフレ、地価・建材価格の高騰、大都市への人口集中など、国民の希望を破壊する政策をとっているのはほかならぬ政府である。政府が持家住宅を好むのは予算を要しないからであり、プレハブ、ツー・バイ工法など技術革新・合理化の著しい住宅産業・乱開発・土地の買占めで悪名高い民間ディベロッパー等の要求もあるからである。しか

し持家住宅所有者のなかにも住宅困窮を訴えるものがでてきておりその数は一〇%にもなっている。せっかく夢をかなえても資金の関係で十分な広さと設備をそなえることができない為である。

個人の持家住宅は、良好な人間らしい健康

で文化的な住生活を送るうえで一形態にすぎない。また国民も、その望むところは十分な広さと設備、住環境の整ったその家族に見合った住宅に居住することである。それが個人の持家住宅への要求として表われるのであり

その理由としては、住宅は社会資本であり、また国民の税金は当然国民生活の向上のために供するということから政府は住宅投資、つまり公共住宅の供給を通じての住宅保障を行うべきであるのに對し、現実にはそうした公共住宅が圧倒的に少ないと、いうより全住宅数の七九弱というように貧民救済的な例外的なものでしかも、その質も国民の住意識とはかけ離れたものであるのと、さらにはインフレによる貨幣価値の下落、社会保障の立遅れによる老後の生活不安、子供の将来のためなどである。"土地つきの持家住宅"という言葉には住空間という意味と同時に財産という意味が今や含まれており、国民の将来に対する不安からのお守り的な意味をもつのである。しかし、最近では大都市においては退職金をもってしても住宅を購入できなくなつて

おり、借金で住宅を建設するには数百万円の頭金を必要とし、さらに二〇~三〇年間借金の返済にあたらなくてはならない。数年前の流行言をもじれば政府の民間自効建設思想は"一億総借金"をもたらすものであるといえる。

現に国民の四〇%が将来持家住宅を望んでいるにもかかわらず、その四〇%は持家をもはやあきらめている。さらに大部分の人は公共的賃貸住宅の建設をもってしか住宅難は解消されないと、いう認識にたつてゐる(内閣公報室、住宅・宅地に関する世論調査)。

公共賃貸住宅の入居者募集時におけるその驚威的な競争率は、国民が持家という住宅の形態を求めているのではなく、住生活の改善を公共賃貸住宅に求めていることがわかる。

逆ないいからをすれば、多くの国民は、いまや劣悪な住生活から脱出するには自己資力をもつてしては不可能と認識しているといえる。

共同住宅における住生活はマンション、公園分譲住宅などの進出もあり、必ずしも国民がなじまないものではない。問題はやはり、質であり、負担である。また庭付きという希望は公園、緑地のとぼしいわが国の住環境の現状からきいているものであり、街造りの一環としての住宅建設を進めれば、持家よりはるかに良好な居住水準と住環境をつくることは可能である。

特集 住宅政策

住宅供給の方向は、まず充分な居住環境・居住水準を持ち、国民の負担が過重でない形での公共賃貸住宅の大量供給を軸とすべきであると考える。

しかしながらわが党は個人の持家建設を否定するものでは全くない。政府の住宅行政の立遅れのなかで現実には民間自力建設に住宅供給の多くを頼っている現在でもある。また大都市圏と地方の相違もあるであろうし、資力のある個人が自己資力で住宅を確保するのに何ら異存はない。しかしながら、受益者負担の理論のもとに民間自力建設によって、国民の住宅負担費が過重になることは、大部分が自己資力では住生活の改善を望めない住宅困窮者を「置き去り」にすることとこれを許容するわけにはいかない。民間自力建設は、民間ディベロッパーによる乱開発・住宅価格つり上げを引き起すとともに無秩序な住宅建設が緑地破壊・スプロール現象、超過密による種々の生活不便など都市環境を破壊していることは事実である。民間の自主開発にこれをまかせ放置するのではなく、土地・住宅・都市政策を確立し、その政策下に位置付けることが必要である。

また、ここに過重な負担の一例として東京南多摩公団住宅をあげておこう。この分譲住宅価格（土地分五三〇万円）には学校用地費（一戸平均二三三万円）、鉄道負担金（小田

急・京王乗り入れに対するもので一戸平均三〇万円）、関連事業負担金（一戸平均七三万円）、利息が約一六〇万円などが含まれている。公団が土地を購入したときは一平方メートル約一七〇〇円であったのが入居者に分譲するときは平方当り三八〇〇円となつているのである。入居者は五年間毎年六〇万円を積立て頭金をつくり、さらに今後三〇年間残金の償還にあたらねばならない。これは過重な負担というよりもいわれなき負担というべきではないか。これが受益者負担にもどづく持家住宅の現実である。

また、政府は財形貯蓄による住宅所有を宣伝しているが、実際には日本よりも力を入れ補助を行つて西ドイツにおいてすら財形による住宅所有者などは国民の念頭にくくプレミアを求めていいだけである。政府の宣伝の裏に住宅をエサにして勤労者賃金からの天引き貯金による搾取の意図があることを把握しなければならない。

答申は新たに住宅政策の方向性として、第一には公共賃貸住宅の大量供給、第二には民間建設の促進、第三には家賃対策としている「応能家賃制度」の導入、住宅基本法制定を挙げている。

公共賃貸住宅の大量供給に関しては、政府も常にいつてきた。しかし叫ぶわりには実際は建設が低下するばかりである。住宅公団が五〇年度、賃貸と分譲の割合を四対六にした

住生活の改善を助けるとともに都市・居住環境の保全を図ることが正しいと考える。いずれにしても、やはり政策の優先順位としては自己資力で改善を行える者より、難世帯・困窮世帯といわれ自己資力での改善の能力を持つない者への対策が先へたつであろう。また同時にインフレの抑制、物価高騰の抑制、社会保障制度の充実など土地・住宅を生活・住空間としてより、財産としてその所有を志向する要因であり国民を生活苦に陥れこめている基本的矛盾を解決する方策を実施しない限り住宅難は解消されない。

政府は住宅改善を「国民の努力」で行なわせようとしているが、現存する住宅困窮世帯自身、必死の努力にもかかわらず政府の政策によって困窮に陥りこまれているということを認識しなければならない。国民生活の向上を「個人の努力」に還元するならば政府も税金も存在する意味はない。

持家対策においてもただ金のかからぬメリットの追及ではなく、十分な補助、助成措置を国がとらねばならないと考える。基本理念として住宅は国が国民に保障するものとして

「安くて住み良い公共賃貸住宅」の供給を行ながら、民間自力建設も自主開発にまかせきるのでなく政策下に置き、持家を望むものの、資力のあるものには補助を行い自力での

のに象徴されるように政府の方針は分譲一持家に重点をおいている。答申は具体的な供給計画、方策を示すべきであるが、それは抽象的に提起されているだけである。このことは民間建設に対してもいえ、現在の住宅実情をふまえ、どこに視点を合せて、何を柱に住宅行政を進めるのかが非常にあいまいであり並列的・総括的に羅列しているだけである。切迫した情勢のなかで焦点を合せた政策を提起すべきであると考える。

さらに答申で出される応能家賃——家賃補助制度は「公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の家賃格差拡大は社会的不公平感を拡大させ、公的賃貸住宅の家賃を低水準に固定しておくことは入居者の流動性を低下させ難世帯の救済を阻んでいる。その原因是原価主義にある」とし、「公的賃貸住宅の家賃を市場家賃並みに評価し、家賃負担限度額との差額を補助する」というものである。そして今までの政府の見解からいって、その家賃負担限度額のラインは統じて収入の二五%程度（しかも世帯収入で）引かれるとして間違いないであろう。

現在の公共賃貸住宅入居者の階層をみると簡単に言つてしまえば、月収一〇万円の者は二万五千円を家賃として支払うということになる。というのは、いかに家賃補助制度があるとはいっても、政府の施策には高騰化し一DKで三万~四万にもなっている民間アパートの

家賃を引下げる方策はないからである。政府が考えているのは、公共賃貸住宅の家賃を民間アパート並みに引上げるという内容のものであり、さらに、給与生活者にとっては日常不足がちな生活費の埋合せとして費されている夏冬の一時金も月収の中に含まれるのだから実際の負担限度額は三五%にもなるのである。

政府は、その応能家賃——家賃補助を当面公共賃貸住宅だけに適用（先々民間にも適用すると言うが、政府の姿勢からいって民間に適用されることはないであろう）するというのであるし、実際に家賃補助を受けるのはごく少数の者となり、結局この施策は公共賃貸住宅の家賃を一挙に引上げるというねらいのもとに行なわれるだけのものである。

しかも、家賃補助は既存の公共賃貸住宅家賃の増収分をあてるのであるから政府の予算は費さなくてすむのである。また、答申は住宅の負担については語っているが、質については忘れている。欧米なみの負担というが、歐米においてはその住宅の質の良なることを伴った負担であるのに対しても日本においては負担額だけを重くしようというのであろうがしかならないであろう。

応能家賃は巧妙な装飾をほどこしながら、高家賃を維持するとともに、持家・民間木賃メートルが平均であるのに対して、ヨーロッパでは八〇~八五平方メートルのスペースを確保しているのである。

先ごろマスコミにおいて都営住宅の入居者がその質・量の劣悪さにあり、政府の住宅行政そのものにあるのである。公共賃貸住宅を通じて巧妙な思想攻撃がかけられてきていることをとらえなくてはならない。

先に述べたように、公共賃貸住宅の問題点はその質・量の劣悪さにあり、政府の住宅行政そのものにあるのである。公共賃貸住宅を差と社会的不公平は解消するであろうか。それは勤労国民の生活をさらに苦しく貧しいものにさせ、社会的不公平を拡大させるばかりである。これが三木内閣の追求する“社会福祉”の実態であろうか。

そして、こうした欺瞞に満ちた政策を国民の要求と巧みに結合しすぎたものが答申で提起され、政府の制定しようとしているのが「住宅基本法」である。住宅保障の責任を明確にし、その居住水準を設定し今後の住宅行政の柱となるべき基本法も、政府の手にかかるには肝腎な所は抽象的な宣伝文となり、さらに公共賃貸住宅の家賃引上げを裏付けるものとしかならないであろう。

応能家賃は巧妙な装飾をほどこしながら、高家賃を維持するとともに、持家・民間木賃政策を進めるものである。公共賃貸住宅の家賃が民間と同じなら（高家賃での）公共賃貸住宅の意義はなくなるに等しい。国民は住

生活改善の道をとざされて、高家賃にあまんじるか、一生かかる借金の返済を覚悟して少ない持家建設を行なうしかない。政府のいう少な持家建設とは受益者負担を高度に精妙にした応能家賃とは受益者負担を高度に精妙にした姿である。

収入・家族に見合った家賃負担——家賃補助——優先入居制度——住宅基本法の制定はなるほど字面だけでみれば国民に希望を与えるものであるが、実態をみればこれまでの持家・民間自力建設を合理化した形で進めるものであり党は反対せざるを得ない。

また答申には土地対策はもられていない。

住宅対策をたてる以上は宅地確保は欠くことのできない問題である。五〇年度「国土利用白書」が語るように、土地問題は現在的に充分な資料もなく、土地利用計画すらない状態であるだけではなく、地価は急騰から高値安定を続け、国土の一・七%の土地に五〇%以上の人口が集中するという異常な状態である。こうした土地問題に対して何ら提起がないのは答申の構成自体大きな欠陥があり、答申の現実性に疑問を持たざるを得ない。

さらに、第二期住建設計画時における住宅審議会答申は公共賃貸住宅の大規模供給を軸にしてあったのが、何故、今日は民間自力建設に軸が置かれるのか、その間の総括が一切なされないままのこのようない方向性の提起は科学性のないまったく無責任なものといわな

ければならないであろう。

わが党は、住宅行政の方向として「公共賃貸住宅の質・量の豊富化」と「低家賃」を提起する。それは街造りの一環として充分な居住環境、家族数・構成に見合った居住水準・設備をそなえた公共賃貸住宅を国民に安く供給することを最優先とするものである。

IV 党の住宅政策の基本的方向

(一) 住宅政策の目標

その政策目標は、第一に、公共賃貸住宅を中心に一人一室の住宅水準を実現することである。第二に、住宅建設は職住近接の原則のもとに都市計画の一環としての住宅建設をすすめるとともに、家族数に応じた居住規模を自由に供給できるようにする。

第三に、土地政策の推進、住宅資金への利子補給、建設資材コスト低減などにより住宅建設全体の費用の引下げ、公共民間賃貸住宅の家賃の基準を世帯収入の一〇%程度にすることを図る。このため家賃の補助ギャップを家賃の補助を行うことによって、住いは、充分な広さを家族数に見合って保障され、支払う家賃は、所得の一割以上をこえないこととする。

(住環境水準)

- ① 大気汚染、水質汚濁から守られ、日照の侵害を受けず、騒音、振動から守られないなければならない。
- ② 日常的な危険に対しばかりでなく、

(居住水準)

- ① 住居は、その日の労働の疲れをいやすと同時に明日の労働力をつくる場である。また一家団らんの場であり人間生活の舞台をなすものである。したがって最低限度(1)食事室と寝室の分離、をはじめ、(2)大人と子供の寝室の分離など家族数に見合った部屋数と広さ、(3)並びに付帯施設の完備、を保障される。
- ② 住居は通勤時間の負担を軽減されて合理的に配置するものとし、少くとも職場での注意力の低下やさらには事故の原因を招くことのないよう通勤時間の短縮をはかられる。

地震火災など不慮の災害からも生命の安全が図られていなければならぬ。

(社会的施設水準)

① 地域社会の民主主義発展に寄与できる施設として保育所、学校、集会所、図書館等が備えられていなければならない。また医療施設など地域住民の健康が守られると同時に、その増進を図るうえでの運動場、公園緑地等が適正に配置されなければならない。

② 都市においてレクレーション施設、休養施設を設けなければならない。

③ 住居は、効率的で無駄のないよう交通(バス停、駅)、通信郵便、行政機関(役所の支所含む)が適正に配置されていなければならぬ。

(2) 居住地の制定——居住標準住宅の設定

居住標準住宅を三LDK約八〇〇平方メー

トル(約二十四坪)とする。これは夫婦に子供一人の標準世帯人員を基準に、一人一生室、寝食分離の最低条件を満たすものとし、これに満たない住宅に居住している者は、優先的に公的住宅によつて保証される。

(3) 家賃基準——家賃補助制度の導入

① 家賃は適正家賃によつて所得に応じ決められ、入居者の家賃負担能力が適正家賃に達しない場合は、差額は国が補助を行なうこととする。このことによつては

じめて住居は、年令、家族数に応じて自由に選択できることが保証される。

(4) 住宅登録制度の実施

住宅が政府の責任において世帯数に応じた最低限の居住水準が保証されるには、住宅困窮によって優先的に公共住宅の割り当が行なわなければならぬ。このためにあらたに住宅に困窮している者の登録を行ない、困窮している順に入居を保証していく。

(3) 住宅供給体制の確立

(1) 住宅省の創設

住宅省は、住宅建設に関する行政の総合的推進をはかることを任務とし、もつて健康で文化的な生活を営むことのできる住宅供給を促進、住宅難の一掃を図ることとする。

(2) 住宅建設の実施主体

① 住宅建設機構の一元的運営

日本住宅公団等住宅供給機構は長期的な展望をもつて住宅建設の一元的運営を図るため統合する。

② 地方自治体の公営住宅の拡充強化

公営住宅の超過負担を完全に解消し、質量ともに大幅拡大を図る。

(3) 住宅供給計画

① 住宅保障法制度と国の住宅長期計画
この法律によつて住宅に関する基本原則が確立されるとともに、自治体単位の

住宅建設計画が樹立され、地方自治の民主的な発展の中で住民主体の計画が確立する。

(4) 自治体の住宅供給計画

自治体は当該地域の住宅難を全面的に調査し、住宅難世帯が実態に即してもれなく解消されるよう登録制度のもとで入居を保障する。そのため地域別、階層別の住宅供給計画を策定し、各種公共住宅および一定戸数以上の民間住宅建設を自治体が一元的に掌握、調整し、地域住民の住宅難解消に直接役立つ住宅建設を促進する。また、階層別住宅供給は、(1)老人用住宅ペアまたは家族に近接し、(2)身体障害者・母子家庭の低家賃住宅、(3)独身勤労青少年には個室を与え、食堂、浴室、娯楽室をそなえた共同住宅、(4)中小企業者には仕事場と併設した中高層共同住宅を供給する。

また、これら階層別住宅供給は、全国画一的なものではなく地域社会に密着した各自治体の自主性にゆだねられる。

(5) 公共賃貸住宅の大量建設

現在、住宅困窮世帯数は一〇〇三万といわれ、これは今後世帯の細分化、老朽住宅の建替え、ベビーブーム期に出生した結婚適令人口の増大など膨大な住宅需要が見込まれていることによるものである。わが党は、こうした新規需要に対処するため五一

年度から第三期計画を発足させ公的資金による住宅供給を大幅に拡大する。

(6) 大都市圏への重点的建設

公営住宅は用地難、超過負担から各自治体とも建設がはかどっていない。とくに大都市では困難になっている。このため首都圏では、いまなお二〇〇万以上の住宅困窮世帯が放置されている。地方自治体の超過負担を解消すると同時に首都圏、中部圏、近畿圏に公共賃貸住宅の重点的建設を図る。

V 緊急かつ具体的提案

(1) 第三期住宅建設計画（一〇カ年とする）においては、3DK、3LDK、4DKを中心におき、公共賃貸住宅を大量に建設する。その目標は全住宅数に占める公共賃貸住宅のシェアを三〇%までに引上げるものとする。

(2) 地方自治体の住宅建設に際する財政難を解消するため、公営住宅においては建設補助を用地・建築費に対し実勢単価をもつて行なうとともに、一種・二種の区別を撤廃し補助率も引き上げる。また、学校・保育園上下水道・公園・道路など関連公共公益施設に対しては公営・公團住宅とも用地を含め大幅な補助を行なう。

(3) 家賃対策においては「低家賃補償制度」を導入する。これは公共・民間賃貸とともに

適用し、家賃基準を世帯収入の一〇%（一時金を除く）。自営業者等に対してはその収入から一時金分を除く）に定め、それを超える低額所得世帯に対しては家賃補助を行なう。また、民間賃貸住宅にたいしては建築基準を設け、基準以下の建設を禁止するとともに、適正家賃を定め家賃のつり上げを防止する。アパート経営者に対しては建設・健全経営の為補助を行なう。地代・家賃統制令は改正・強化し、高家賃、礼金・権利金など家賃以外の不当な徴収などは禁止する。「低家賃補償制度」は低家賃が目的であるから、公営・公團に居住する現在低家賃の既入居者に対する適用しない。

公営・公團賃貸の入居者の収入基準は下限なし、上限は標準世帯で五〇〇万円までとし、収入超過者は退去させる。したがって公団の収入下限は撤廃する。また入居は登録制度を導入し困窮世帯から優先入居させれる。

(4) 宅地確保のためには、「国土利用計画法」の適正な運用強化のため、事務・土地の買取りのための地方自治体への補助を大幅に行なうとともに起債を認め、遊休地指定、規制区域指定を充分行ないえるようにする。

宅地確保のため都市の再開発——ところがし方式を促進し公共賃貸住宅の建設を行なう。

再開発に際しては借家・借間人の権利を守り公共賃貸住宅への優先入居を保障する住宅地であった土地の再開発に対しても法人の進出は規制する。

また公有地拡大のため、法人の所有地に対する重税を課すとともに所有地の強制買収を行なう。

(5) 持家建設に対しては、補助、助成の改善強化を図るとともに建設基準を設け基準以下の建設は禁止する。

勤住協・住宅生協など労働者自らの住宅建設運動に対する補助・助成を行なう。零細住宅建設業者の協同組合化を促進するとともに零細業者、協同組合に対し十分な資金融資を行なう。また公共住宅建設のシェアの何%かをそうちした協同組合に割当てる。住宅金融公庫の利子を引上げるとともに、土地・家屋を含め総額の八〇%まで貸出することにする。また、貸出しの窓口は金融機関ではなく地方自治体におく。

(6) 公的住宅斡旋機関を設け住宅の斡旋を行なうとともに、住宅建設業者の不当な利益を規制するため住宅価格について明細書を機関に提出しその許可を得なければならぬものとする。

(7) 住宅供給の国・地方自治体・法人・個人の責任を明らかにし、建設を促進するため「住宅保障法」を制定する。

⑧ 税制の改善を行う。

⑦ 土地譲渡益に対する分離課税方式の廃止

① 事務所事業所税の課税額の引上げ

② 土地超過利用税・土地増価税の新設

③ 固定資産税の改善強化

④ 農地・自学営業用地・居住用地は一定基準を設け、相続税の猶予と固定資産税の免税を行なう。

⑤ 住宅省の設置と機構改革、国費・財投・道路特別会計からのくり入れ・増税分・一部民間金融からの強制出資による「住宅整備特別会計」を設け、公共賃貸住宅建設と低家賃の財源を確保する。

一 む す びー

住宅問題を語るとき、まず四畳半あるいは六畳一間で生活している世帯が多数存在することをはつきりと把握しておく必要がある。それらの世帯にとって望むのは抽象的言質や宣言文的法律の制定ではない。現実に今と同じ家賃で、あるいはもっと安い家賃でより広く、設備のととのった住宅に居住することが可能であるか、どうかが関心を呼ぶことである。

答申は、「住宅金融公庫法（昭和二五年）

公営住宅法（昭和二六年）、産業労働者住宅

資金融通（昭和二八年）、日本住宅公団法（昭

和三〇年）、住宅地区改良法（昭年三五年）等々の制度を制定しこれらの制度がわが国の住宅事情の改善に果した意義は大きい」とし

さらに公的資金の投入のプラス面として、①公的資金投入の定着、②地方公共団体・住宅公団が住宅だけではなく住環境も含めた開発機能を果した、③公共住宅の質的水準・不燃化、中高層化、オープنسペースの確保、④低廉な家賃により、住宅難世帯の解消、住宅費負担の高騰抑止を果した、を挙げている。

答申がいうとおりこれらの意義は大きく日本の住宅事情に果した影響は多大である。
しかしながら住宅困窮は深化、拡大している。困窮世帯は六畳間から脱出できない。国民の窮状を、これまでの住宅行政の不十分性を正確に分析し把握する必要がある。答申の基調はそうした謙虚な姿勢が見られない。それゆえに方向性においても姿勢の転換を期すのではなく技術・テクニックで現状を開拓しようとするものになつてゐる。これは最初の一歩から欺瞞の方策であり、国民の要求とは無縁のものである。

党は、答申の欺瞞性を国民に暴露し訴えるとともに、審議会、政府に対し再審議し姿勢の転換を強く要求する。

「第七五国会報告」（インフレ・不況とのたたかい）がされました。

この国会は統一自治体選挙をはさみ稻葉法相の憲法発言、核防条約、公選法、酒・たばこ・郵便料金の値上げ法、独禁法改正問題など国内外の政治経済の両面で重要な局面をむかえ、インフレと不況の同時進行するスタグフレーションといわれるきびしい状況の下で、院内外で国民春闘と結合してたたかいました。百九一日にわたる国会闘争の記録を、社会党政策審議会、国会対策委員会でわかりやすくまとめたのが今回の国会報告です。広範な党の活動家が活用されるよう望みます。

（体裁）B6版二百三十ページ
（定価）五百円（送料別）
（申込先）東京都千代田区永田町
二一二一一

衆議院第一議員会館内
日本社会党政策審議会

電話（03）五八一—五一一一
（内線二二二二二）

一九七五・三・二九

個人情報に係わるプライバシー 保護政策

日本社会党政策審議会

立案の経過と趣旨

社会党は、去年の六月、「コンピュータ利用に係わる人権とプライバシー保護に関する当面の政策」を明らかにし、その後、政策の具体化を進めてきたが、今回一応のとりまとめを行った。

その間「国民総背番号制に反対し、プライバシーを守る中央会議」の報告を中心とし、諸外国における実情、行政管理庁が行った世論調査（電子計算機利用に伴うプライバシー問題意識調査）、さらには専門の学者等の意見を積極的に取り入れたつもりである。

個人情報は、本来最終的には本人に帰属せしめるべきものであるが、これまで行政や国民管理の能率の追求、経済利益の追求、さらには便利さの追求が徹底して優先され、個人情報に関する人権は極めて弱い位置付けしかされていない。特に大規模なコンピューターの出現は、

個人情報を目に見えないまま極めて迅速広範囲、かつ機械的に処理することが可能となり、人権とプライバシー侵害の危険性は極めて深刻なものとなっている。

従って、今日早急に対策を講じなければ、国民生活に「情報公害」というべき事態を引き起し、国民総管理の強化によって「しのびによるファシズム体制」が国民の十分知らぬままにできあがる結果となり、憲法に保障された人権そのものの空洞化、民主主義の基盤が崩されることにつながる。

一方、個人情報に係わる問題は、必ずしもコンピュータにかかわる問題だけでなく、いわゆる大福帳的な取扱いであつても同様の問題が起り得るものであり又、小数者を監視し、その波及効果を期待することによって世論等の統制を図ることも現実に起り得る。又、個人情報を関する人権やプライバシー意識も現実に提案の個人情報保護基本法案について、提案者を代表し、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

個人情報保護基本法案の 趣旨説明

日本社会党

拡散を防止することをねらいとした。

基本法案においては、個人情報の取扱いの諸原則を定め、コンピューター規制法案においては、対象が具体的であり、かつ影響がより深刻であることから、規制をさらに具體化し、さらに規制を行なう組織体制を明確にしている。

行政組織としては、国民の保護の立場にたつた民主的な監視機構の擁立を意図し、行政委員会と実質的公聴会、審査会

地方委員会等によるダブルチェックシステムを構成し、さらには民衆訴訟制度を取り入れている。さらに、この上にたつて、既存の個人情報に關係する行政制度が十分民主的に定着していないなど行政の民主化にも重大な課題が残されており、全般的な洗いなおしが必要となっている。

以上の実態の上にたって、この政策は個人の尊厳、人権の確保、民主主義の基盤の擁護を柱に、国と事業者の個人情報の取扱いを規制し、情報の過度の集中との洗いなおしを規定している。

コントローラー規制については、これまでの通念からすれば厳格であり、かなりの費用を想定するものであるが、利潤や便利さを追求した合理化に人権を優先させる立場をとるならば、当然受け入れるべき内容といわなければならない。

ただいま議案となりました日本社会党提案の個人情報保護基本法案について、個人生活の実態などにかかる情報は、今日の社会のあらゆる分野において利用の知る権利等を圧殺する手段に使われて

響を及ぼしつつあります。

既に、政府・地方自治体においては、行政の必要から、あるいは国民の効率的管理の意図によって、膨大な個人情報が様々な機関に蓄積されており、一方民間においては、個人情報がそれ自体商品としてあつかわれ、その情報の帰属する個人を離れて第三者による情報の売買が進められつつあります。

特に、コンピューターシステム等の普及は大量の個人情報を、人の目にふれないまま極めて迅速、広範囲、かつ、機械的に処理することを可能にし、人を通じての情報の伝達のなかで期待されていた個人情報が伝わる範囲の限定性、人格の尊重、不正確、不必要的情報の自然淘汰等の社会的ルールがもはや十分に發揮し得ない状態にあることは明らかであります。

個人の経歴や行動が逐一記録され、部分的に収集された個人情報が当事者の意とするか否かを問わず結合され、国民の全体像が把握され得るならば、これをもつて国民の監視や管理を行なうことが十分可能となり、あるいは、個人情報が人間の尊厳という前提と離れ、利益追求の手段として利用される傾向がこのまま放置されるならば、その結果、恐るべき情報公害というべき事態を引きおこすのみならず、憲法において保障された、言論の自由等の人権そのものの空洞化をもたらし、民主主義の基盤が崩される結果と

なりましょう。

かかる事態を防止するために国のるべき施策は、これまでの公務員の守秘義務や一般的プライバシー尊重の行政的措置のみでは、著しく不十分であり、個人情報の取扱いについて守るべき諸原則を法として定め、国民の合意とすることは極めて緊要な措置と申さなくてはなりません。

以下、各条項に従つて主な内容を御説明申し上げます。

第一に、個人情報を取扱う國、地方公共団体及び事業者は、個人の尊厳を重んじ、国民の自由と権利を侵害してはならないという義務を定めております。

第二に、国及び地方公共団体は、個人情報の過度の集中と拡散によつて発生する弊害の防止、個人情報の適正な取扱いを確保するために基本的、総合的施策を講ずべきことを定めております。

第三に、第一と第二の規定を実施するにあたっては、両院の国勢調査権、国民の知る権利、言論出版その他の表現の自由、学問の自由を不当に侵害されなければならないことを明定しております。

第四に、個人情報処理者は、個人情報を取扱う場合、その目的が社会的に正当である、目的に対し必要最小限度に留めなければならぬことを定め、かつ個人情報は正確、客観的なものであつてみだりに長期に貯蔵してはならないこと

を定めています。

第五に、個人情報は最終的には個人に帰属するという原則を確立するために、個人情報処理者は個人情報を取扱う場合原則として個人の同意が必要であること

を訂正すること、用途など処理の経過を知らせる等の措置を講すべきことを定めております。なお、現在既に法律により強制的に個人情報処理をなしうるとされるものについて、この法律の精神において妥当とされるものについては例外として取扱われることとなります。

第六に、個人情報処理システムは、その内容が公開されるべきことを定めております。

第七に、個人の尊厳と人権に重大な影響を与える個人情報については、他の法的措置等により必要やむを得ない場合を除き、その記録を行なつてはならない旨を定めております。

第八に、行政上必要やむを得ない場合を除き、個人情報が全国的規模で集中されることになるような個人の分類方法、すなわち国民総背番号制をもたらす結果となるシステムを採用してはならないことを定めております。

第九に、個人情報処理者は、記録した個人情報を他の目的に転用してはならないこと、国、地方公共団体が他人の営利のために個人情報を提供してはならないこと

を定めています。

第十に、個人情報の取扱いによって生じた損害について、法律によって賠償を行うべきことを定め、無過失損害賠償制度の導入を想定しております。

最後に、以上基本法に定めた個人情報に関する諸原則を具体的に実現するため電子計算機を利用する個人情報の取扱いを規制する法的措置等の実施法を制定す

べきことを定め、又、かかる法的措置を厳正に実施するため、個人情報処理監査委員会を設置すべきことを定めておりま

す。以上が本法案の概要であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同たまわらんことを御願い申し上げます。

最後に、個人情報保護基本法案

目次

第一章 総則（第一条～第六条）
第二章 個人情報の取扱いの原則（第七条～第十七条）
第三章 個人情報に係る個人の請求権（第十八条～第十九条）
第四章 個人情報の取扱いの規制（第二十条～第二十二条）
第五章 個人情報処理監査委員会（第二十三章）

第一条 この法律は、個人に関する情報

の取扱いの現状とその情報の過度の集中又は拡散に伴つて生ずる弊害とから

んがみ、国、地方公共団体及び事業者

の個人に関する情報の保護に関する責

務を明らかにするとともに、個人に関する情報の保護及びこれに関する施策

の基本となる事項を定めることにより

個人の尊厳の維持を図り、並びに国民

の自由及び権利を確保し、もって民主

政治の基礎の擁護に資すること目的

とする。

(基本理念)

第二条 個人にに関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いは、個人の尊厳が重んぜられ、国民の自由と権利が侵されないことを旨として行わなければならぬ。

2. 前項の規定は、両議院の国政に関する調査権又は行政に関する情報についての国民の知る権利の行使を妨げるものと解釈されてはならない。

(国の責務)

第三条 国は、情報化社会の進展に即応して、個人情報の適切な保護を図るために個人情報の過度の集中と拡散に伴つて生ずる弊害を防止し、その適正な取扱いを確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2. 国は、前項の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、言論、出

版その他の表現の自由及び学問の自由が侵されないように配慮しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、個人情報の過度の集中と拡散に伴つて生ずる弊害を防止し、その適正な取扱いを確保するための施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2. 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、個人情報を取り扱う場合には、その個人情報に係る個人の自由及び権利が侵されることを防止するための措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

第二章 個人情報の取扱いの原則
(目的の正当性)

第三条 国は、情報化社会の進展に即応して、個人情報の適切な保護を図るために個人情報の過度の集中と拡散に伴つて生ずる弊害を防止し、その適正な取扱いを確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

目的は、正当なものでなければならぬ。個人の同意) 第八条 個人情報処理者は、個人情報を収集し、記録し、加工し、貯蔵し、使用し又は提供する場合においては、原則として、当該個人情報に係る個人の同意を得なければならない。

(取り扱う個人情報の範囲) 第九条 個人情報処理者が取り扱う個人情報の範囲は、その目的に応じ、必要最小限度のものでなければならない。

(正確性の確保) 第十条 個人情報処理者が取り扱う個人情報は、正確、かつ、客観的なものでなければならない。

(個人情報処理システムの公開) 第十一条 個人情報処理者の個人情報処理システムについては、その目的、個人情報の収集方法、個人情報の記録事項の範囲及び個人情報の提供先が公開されなければならない。

(使用及び提供の制限) 第十二条 個人情報処理者は、その記録した個人情報をみだりに他の目的のために使用し、又は提供してはならない。

2. 国又は地方公共団体は、その記録した個人情報を他人の営利のために提供してはならない。

(貯蔵の制限) 第十三条 個人情報処理者は、その記録

された個人情報を窃用され、又はみだりに変更されないように特に配慮しなければならない。

(記録の制限) 第十四条 個人情報処理者は、個人情報に

置に関する事実、医療に関する事実、心身障害に関する事実、知能指数、性的嗜好その他の個人の私生活の自由を侵すことのある事實を記録してはならない。

第三章 個人情報に係る個人の請求

実、生活保護その他の社会福祉上の措

(個人情報に関する請求権の保障)

第十八条 国は、個人情報処理者によって記録された個人情報に係る個人に対して、当該記録の内容の開示を求める権利、誤って記録された個人情報について訂正を求める権利及び記録された個人情報の処理の経過につき報告を求めらる権利が適正に保障されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第十九条 個人情報の取扱いにより当該個人情報に係る個人に生じた損害については、当該個人は、別に法律で定めることにより、賠償を求めることができる。

(電子計算機を利用する個人情報の取扱いの規制)

第二十条 国は、電子計算機を利用して

「個人情報に係わるコンピューター規制法案」(個人情報処理に係る電子計算機等の利用の規制に関する法律案) の要旨

(目的)

第一 この法律の目的は、個人に関する情報の処理について電子計算機等を利用することによって生ずる個人の秘密に対する侵害と個人に関する情報の過度の集中と拡散に伴う弊害を防止するため、個人情報処理に係る電子計算

個人情報を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとする。

(相当量の個人情報の取扱いの規制)

第二十一条 国は、前条に定めるものほか、相当量の個人情報を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとする。

(信用調査業者等の規制)

第二十二条 国は、信用調査業者その他個人情報を取り扱いを営業とする者が個人情報を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報処理監査委員会)

第五章 個人情報処理監査委員会が個人情報を適正に保護するため、中央委員会の委員二十人をもつて組織する。審査会は、その権限とされる事項を処理し、中央委員会の諮問に応じ、この法律の施行に対する重要な事項を調査審議する。

(附則)

この法律は公布の日から施行する。

(地方個人情報処理監査委員会)

第四 都道府県と指定都市および、電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う市町村は、地方個人情報処理監査委員会を置かなければならない。それ以外の市町村は、条例の定めるところにより、地方個人情報処理監査委員会(以下「地方委員会」という。)を置くことができる。都道府県及び指定都市に置かれるものは五人、指定都市以外の市及び町村にあっては三人の委員で組織し、その委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。委員のうち、都道府県及び指定都市に置

をおき、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員五人をもつて組織し、うち一人は、法律に関し学識経験を有し、任期は五年とする。中央委員会の委員は、独立してその職権を行い事務局を附置する。

(第五 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行おうとする者は、この法律の定める手続に従い、中央委員会の許可を受けなければならない。

(第六 許可の申請)

第六 許可を受けようとする者は、中央委員会に、個人情報処理業務の目的、対象となる個人の範囲及びその概数、個人に関する情報の収集方法、記録すべき事項、業務の目的ごとに情報提供の相手方の範囲及び提供すべき情報の内容に関する事項、記録される個人の分類方法、記録及び情報提供その他の業務の運営に供する機械その他の装置、情報処理の仕組み、業務運営のための組織機構業務計画、その他必要な事項を記載した書類を添付して、許可申請をしなければならない。

(第七 許可の公表)

第七 中央委員会は、許可申請を受理したときは、遅滞なく、その内容並びに添付書類に記載された事項(記録される個人の分類方法、情報処理の仕組みその他規則で定める事項を除く。)を公示し、かつ、申請に係る業務の対象とされる個人に周知させるよう必要な措置を講じなければならない。

かかる地方委員会にあっては二人、その他の地方委員会にあっては一人が、法律に関し学識経験を有する者でなければならない。

(公聴会の開催)

第八、中央委員会は、申請を公表した後相当の期間を置いて予告し、対象となる個人に周知させた上で公開による公聴会を開かなければならない。公聴会の開催の回数、場所その他の公聴会の開催について必要な事項は、審査会の意見を聞いて中央委員会が定め、開催に際しては審査会委員を立ち合わせること。

中央委員会は、公聴会の開催の事務を地方委員会に委託することができる。

(審査会への諮問)

第九、中央委員会は、公聴会が終了した後許可に関して審査会に諮問しなければならない。審査会は、各委員の意見を表示して答申を行い、答申及び審査会の議事録（一部を除く）は公表する。

(許可の要件)

第十、中央委員会は、次の要件を備える者でなければ、許可をしてはならない。

(1) 業務の目的が社会的に必要なものであり、正当なものであること。

(2) 目的が単一なものであること。ただし、一つの目的のために記録すべき事項が他の目的のために用いることができるときは、二以上の目的を有することを妨げない。

(3) 記録事項が、目的に照らして必要最少限度のものであること。

(4) 記録事項に、思想、信条、人種及

び特別の社会的原因となる社会的身分、並びに犯罪に係る事実そ

第十一、以下の事項を事業者の義務とする。

(1) (記録事項の正確性) 許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、正確で、かつ、客観的な個人情報でなければ記録してはならない。

(2) (記録の廃棄) 事業者は、個人情報について、個々の事項ごとに中央委員会が許可の際に定めた期間を経過したときは、その事項の記録の消去や廃棄の処分をしなければならない。

(3) (記録事項の限定) 事業者は、許可された以外の事項を記録してはならない。

(4) (個人の同意) 事業者は、個人の同意を得ないで、その者についての個人情報を記録することができない。

(5) (記憶装置からの記録の引出し) 個々の目的ごとに行われ、他の目的のための情報が引き出されないように。

(6) (事業者の義務) 第十一の履行が確実であるような装置、機構、組織その他の人的物的体制、管理体制及び技術的体制を有すること。

(7) (情報提供) 事業者は、許可の範囲以外の者に対し、個人情報を提供してはならない。

(8) (情報提供) 事業者は、許可の範囲以外の者に対し、個人情報を提供してはならない。

(9) (その他) その他事業者は、装置への接近の制限等の措置、盗用等の防止義務、秘密の遵守義務、委託の禁止等の規定を守らなければならない。

(10) (記録内容の開示) 事業者は、個々の個人情報を記録された者から請求があつたときは、審査会の定める例外を除いて、その者の記録内容等の内容を文書で通知しなければならない。

(11) (記録事項の訂正請求) 個人情報が記録されている個人は、自己の記録内容に誤りがあると認めるときは事業者に対し、その記録の訂正を求

めることができ、事業者は必要な措

(7) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(8) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(9) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(10) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(11) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(12) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(13) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(14) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(15) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(16) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(17) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(18) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(19) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(20) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(21) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(22) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(23) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(24) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(25) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(26) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(27) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(28) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(29) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(30) (装置の操作に関する記録) 事業者は、個人に関する情報ごとに、情報の提供者名、収集の方法、収集の時期、記憶装置への記録を行った者の氏名及び時期、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名、時期、目的等について記録し、その内容を保存して置かなければならない。

(従事者の義務等)

第十三 事業者の個人情報処理業務の運営に従事する者は、事業者が義務の履行を怠っていると認めるときは、業務を行なう者に対し、その是正のための措置を執るべきことを求めることができ

る。

(従事者の講習会)

第十四 個人情報に係る記憶装置への記録、記憶装置からの記録の引出し、送受信及び電子計算機等の機械の操作、保守に従事する者は、中央委員会が行う一定の講習会を受講した、中央委員会に登録した者でなければならぬ。

(無過失損害賠償責任)

第十五 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う者は、その業務に関し生じた被害については、その損害について賠償する責に任ずること。

(報告の聴取・立入検査等)

第十六 中央委員会は、この法律の実施のため必要があるときは、事業者、事業者から個人情報の提供を受けた者等に対して、報告や資料の提出、又は出頭を求めることができる。地方委員会は、中央委員会と協議の上、立入り等ができる。

(監督命令等)

第十七 中央委員会は、この法律の規定や規則、处分に違反した事実があると認めるときは、当該違反事実を是正するため必要な措置を執るべきことを

命じ、又は許可を取り消すことができることとする。

地方委員会は、中央委員会に対し、これらの措置をとるべきことを請求できる。

又、被害を受けた者、事業者に是正を要求した者、従事者についても同様の請求ができる。

(民衆訴訟)

第十八条 何人も、この法律の規定等に違反した事実があると認めるときは、中央委員会に對して是正等の措置を執るべきことを求めることができる。

何人も、違反事実がない場合においても、事業者の個人情報処理業務の運営によって個人の秘密が侵害され、又は個人に関する情報の過度の集中と拡散による弊害が生じ、このため、著しく国民の権利と自由が侵害されるおそれがあり、又は民主政治の基盤が損われるおそれがあると認めるとときは、中央委員会に対し当該事業者について許可の取消しをすべきことを請求することができる。

何人も、中央委員会がこれらの請求に対して処分をしないと決定した場合には、東京

高等裁判所に対し、中央委員会を被告として訴え提起することができる。

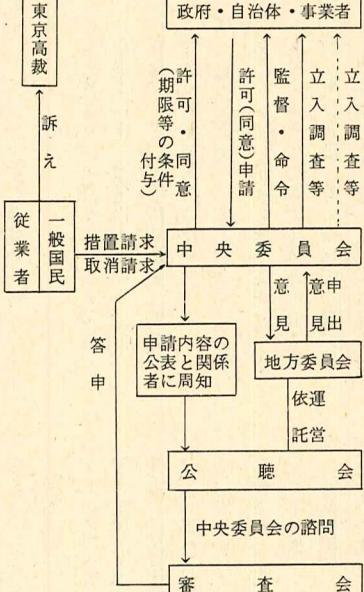
(国会への報告)

第十九 中央委員会は、毎年一回、国会に対して、許可の状況、法律に基づいて実施した業務、電子計算機等を利用して行なう個人情報処理業務の実情等について、報告書を提出しなければならない。

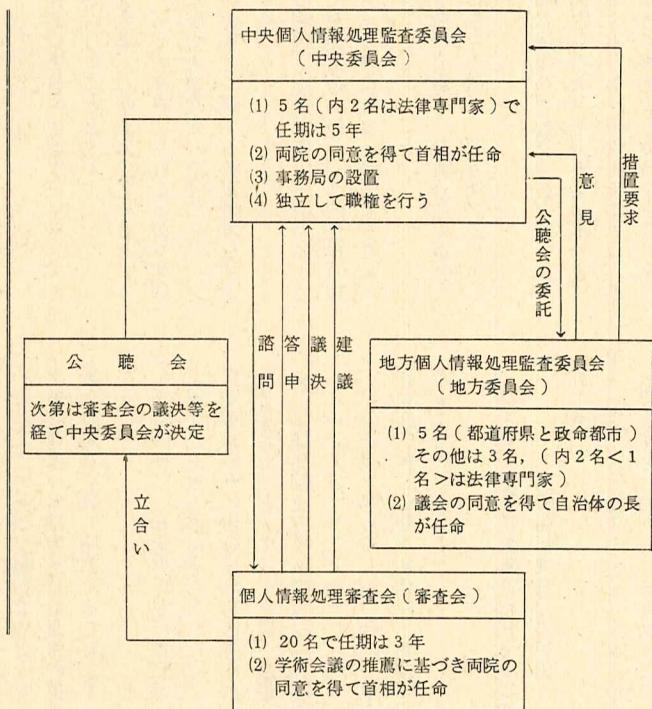
第二十 国の機関が電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行なう場合に關するこの法律の規定の適用については、この法律の規定中「許可」とあるのは「同意」と、「許可を受ける」とあるのは「同意を得る」とする。

(国の機関についての特例)

- 無過失損害賠償責任
- 業務内容の報告
- 許可の主な要件
 1. 目的の限定、正当性、データの量の限定(第9)
 2. 分類方法の制限(総背番号)(第9)
 3. 記録できる個人情報の制限(第9)
 4. 記録事項の正確性(第17)
 5. 記録の廃棄許可以外の記録の禁止(第18, 19)
 6. 個人の同意記録内容の開示(第20, 21)
 7. 記録事項の訂正(第22)
 8. 操作の記録(第23)
 9. 情報提供の制限(第24)
 10. 装置接近の制限(第25)
 11. 盗用防止、秘密遵守(第26, 27)
 12. 委託の禁止(第28)
 13. 従業者の業務(第29)
- 審査会の議決事項
 1. 全国的規模で行なう業務の限定
 2. 記録が原則禁止となる個人情報の例外の決定
 3. 目的の分類
 4. 公聴会の運営次第
 5. 個人の同意の例外の決定
 6. 記録内容の開示の例外の決定
 7. 一般人からの取消請求の処分について(違反事実がない場合)
 8. その他規則等の制定
- 答申は各委員の意見の表示
- 答申議事録の公表



組織構成



用を規制し、もって個人の尊厳の保持及び日本国憲法の保障する国民の権利と自由の確保に資するとともに、民主政治の基盤を擁護することを目的とすること。

(定義)

第二 略 (電子計算機等 (パンチカードシステム等演算回路を含まないデータ処理装置を含む旨規定すること)、個人情報 (個人に関するすべての情報をいう旨規定すること)、個人情報処理業務 (電子計算機等を利用して、個人情報を収集し、記録し (貯蔵を含む旨規定すること)、若しくは加工し、又は自己のために利用し、他人に譲渡し若しくは貸すする等の業務をいう旨規定すること)、記憶装置 (個人の分類等について定義を設けること)。

(国会への報告)

第三 中央個人情報処理監査委員会は、毎年一回、国会に対し、第八の許可の状況、監督その他この法律に基づいて実施した業務、電子計算機等を利用しに行う個人情報処理業務の実情等について、報告書を提出しなければならないこととすること。

8. 中央委員会は、この法律の施行に関する業務、電子計算機等を利用し、中央個人情報処理監査委員会規則(以下「規則」という。)を制定することができるることとすること。
9. 中央委員会は、規則の制定その他この法律の施行に関する基本的事項については、あらかじめ、個人情報処理審査会の議を経なければならないこととすること。

10. 前項の場合においては、個人情報処理審査会は、その審査の経過を議事録すること。

第一章 総則

(目的)

第一 この法律は、個人に関する情報の処理について電子計算機等を利用する個人情報を保護することを目的とする。

ことによつて生ずる個人の秘密に対する侵害及び個人に関する情報の過度の集中と拡散に伴う弊害を防止するためのこと。

日本社会党政策審議会 情報化対策特別委員会

第二章 個人情報処理監査委員会

- 第四 内閣総理大臣の所轄の下に中央個人情報処理監査委員会を置くこととす

2. 中央個人情報処理監査委員会 (以下「中央委員会」という。)は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員五人をもつて組織することとする。

3.

委員のうち二人は、法律に関する学識経験を有する者でなければならないこととすること。

4. 委員の任期は、五年とし、再任されることができないこととすること。

(最初の委員の任期は、二人は五年、一人は四年、一人は三年とすること)。

5. 中央委員会の委員は、独立してその職権を行なうこととすること。なお身分保障については、会計検査官と同様の扱いとすること。

6. 中央委員会に、委員の互選により、委員長を置くこととする。

7. 委員長は、中央委員会の会務を総理し、中央委員会を代表することとすること。

に作成し、これを公表しなければならないこととすること。

(事務局)

第五 中央委員会の事務を処理するため

中央委員会に事務局を附置し、所要の職員を置くこととする。

(個人情報処理審査会)

第六 中央委員会に、個人情報処理審査会（以下「審査会」という）を置くこととする。

2. 審査会は、日本学術会議の推薦に基づき、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員二十人をもって組織することとする。

3. 審査会の委員の任期は三年とし、再任を妨げないこととする。

4. 審査会は、この法律の定めるところにより、その権限とされる事項を処理し、及び中央委員会の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議することとする。

5. 審査会は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、この法律の施行に関し必要な事項を建議することができるることとする。

6. 審査会の会議その他審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定めるところのこと。

(地方個人情報処理監査委員会)

第七 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、地

ればならないこととすること。

2. 前項のほか、電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う市町村は、

地方個人情報処理監査委員会を置かなければならぬこととする。

3. 前二項に規定する地方公共団体以外の市町村は、条例の定めるところによ

り、地方個人情報処理監査委員会を置くことができるのこととする。

4. 地方個人情報処理監査委員会（以下「地方委員会」という。）は、都道府県及び指定都市に置かれるものにあっては

五人、指定都市以外の市及び町村にあつては三人の委員で組織することとする。

5. 委員のうち、都道府県及び指定都市に置かれる地方委員会にあつては二人

指定期間以内の市及び町村に置かれる

地方委員会にあつては一人は、法律に

関し学識経験を有する者でなければな

らないこととする。

6. この法律に定めるもののほか、地方

委員会に関し必要な事項は、条例で定めることとする。

第三章 電子計算機等を利用する個人情報処理業務の規制

(許可制)

第八 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行おうとする者は、この法

律の定める手続に従い、中央委員会の許可を受けなければならないものとすること。第十第一項に規定する添付書類に記載した事項を変更しようとするときも、同様とすること。

第九 中央委員会は、次の要件を備える者でなければ、許可をしてはならないこととすること。

(許可の要件)

一、許可の申請に係る業務の目的が、社会的に必要なものであり、かつ、正當なものであること。

二、許可の申請に係る業務の目的が、第十第二項に適合するものであり、かつ、単一なものであること。ただし、一の目的のために記録すべき事項が他の目的のために用いることができるときは、二以上の目的を有することを妨げない。

三、記録すべき事項が、許可の申請に係る業務の目的に照らして必要最少限度のものであること。

四、記録すべき事項に、思想、信条、人種及び特別の社会的差別の原因となる社会的身分並びに犯罪に係る事実その他の反社会的行動に関する事実、生活保護その他の社会福祉上の措置に関する事実、医療に関する事実、心身障害に関する事実、知能指數及び性的嗜好その他の個人的生活に関する事実が含まれていないこと。

五、対象となる個人の範囲及びその概

数が、許可の申請に係る業務の目的に照らして必要最少限度のものであること。

六、対象となる個人の範囲が全国的規模にわたるものでないこと。ただし、許可の申請に係る業務が審査会によって、必要不可欠なものと議決されたときはこの限りでない。

七、第十七から第二十九までに規定する義務の履行が確実であるような装

置、機構、組織その他の人的的体制、管理体制及び技術体制を有すること。

八、中央委員会は、前項第四号の規定にかかるわらず、同号に掲げる事項のうち思想、信条、人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分以外の事項については、その事項を記録することが社会通念上正當なものであり、かつこれを記録することによって個人の秘密が侵害されるおそれがないと認めるときは、審査会の議を経て、特に当該事項を記録する個人情報処理業務を許可することができます。

この場合の審査会の審査については第

四、第十項の規定を準用することとする。

3. 中央委員会は、許可の申請に係る個人の分類方法が他の個人情報処理業務において用いられている個人の分類方

法と同一のもの又は類似のものであること等によって、特定の個人に関する

記録事項が、二以上の許可に係る業務

相互間で結合され易いものであるときは、第八の許可をしてはならないこと

4.

中央委員会は、申請のあつた事業につき、第一項に規定する要件が具備され、かつ、当該業務の運営によって個人の秘密が侵害されず、及び個人に関する情報の過度の集中と拡散による弊害が生ずるおそれがないと認めたときでなければ、第八の許可をしてはならないこととする。

(許可の申請)

第十 第八の許可を受けようとする者は規則の定めるところにより、個人情報

処理業務の目的、対象となる個人の範囲及びその概数、個人に関する情報の

収集方法、記録すべき事項、業務の目

的ごとに情報提供の相手方の範囲及び提供すべき情報の内容に関する事項、記録される個人の分類方法、記録及び

情報提供その他業務の運営に供する機械その他の装置、情報処理の仕組み、

業務運営のための組織機構業務計画そ

の他必要な事項を記載した書類を添付して、中央委員会に対し、許可の申請をしなければならないこととする。

前項の添付すべき書類に記載される個人情報処理業務の目的は、規則の定めるところにより、できる限り細かい分類に従つて記載されなければならないこととすること。

2.

中央委員会は、申請の公表

(申請の公表)

第十一 中央委員会は、第一項の申請を受理したときは、規則の定めると

ころにより、遅滞なく、その旨及びその内容並びに添付書類に記載された事項(記録される個人の分類方法、情報処理の仕組みその他規則で定める事項を除く)を公表し、かつ、当該申請に

係る業務の対象とされる個人に周知させるよう必要な措置を講じなければならないこととすること。

(公聴会の開催)

第十二 中央委員会は、第一項の措置を講じたのち、相当の期間を置いて予告をした上、公開による公聴会を開かなければならぬこととすること。

2. 前項の公聴会の開催の回数、場所その他公聴会の開催について必要な事項は、規則で定める場合を除いては、審査会の意見を聞いて中央委員会が定めることとすること。

3. 第一項の予告をする場合には、期日

場所及び事案の内容を示し、これを申請者に通知するとともに一般に公表し

かつ、当該申請に係る業務の対象とされる個人に周知させるよう必要な措置を講じなければならないこととすること。

(許可)

第十三 許可の申請に係る業務につき、中央委員会が決めたすべての公聴会が終了したときは、中央委員会は、当該申請に係る許可に関する業務につき、審査会に諮詢しなければならないこととすること。

2. 審査会は、前項の諮詢の答申をするときは、各委員の意見を表示しなければならないものとすること。

3. 中央委員会は、第一項の諮詢の答申を受けたときは、これを公表しなければならないこととすること。

4. 第一項の諮詢に係る審査の経過は、議事録に作成し記録される個人の分類方法、情報処理の仕組み、その他規則で定める事項に係る部分を除き、これを公表しなければならないこととする。

2. 第九の許可には、この法律の目的を達成するため、必要な条件を付すことができることとすること。

(処分の公表)

第十四 中央委員会は、第一項の諮詢について審査会の答申を受けたときは、これを斟酌して当該業務の許可を付した期限及び条件を公表しなければならないこととすること。

2.

中央委員会は、

記録事項の正確性)

ては、あらかじめ、審査会の委員に通知し、これに立ち合わせなければならないこととすること。

個人情報処理業務について前項の処分をしようとするときは、中央委員会はあらかじめ、当該地域に係る地方委員会(地方委員会が置かれていない市町村にあっては、当該市町村の長。次項において同じ。)の意見を聞かなければならぬものとすること。

6. 前五項に定めるもののほか、公聴会の運営、立ち会うべき審査会の委員の数、期日の延期その他公聴会に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

2. 特定の地域に係る個人を対象とする個人情報処理業務について前項の処分をしようとするときは、中央委員会はあらかじめ、当該地域に係る地方委員会(地方委員会が置かれていない市町村にあっては、当該市町村の長。次項において同じ。)の意見を聞かなければならぬものとすること。

3. 前項の場合を除き、地方委員会は、第一項の処分に関し、意見を申し出ることができるものとすること。

3. (期限及び条件)

第十五 中央委員会は、第八の許可には期限を付さなければならないこととすること。なお、許可の更新の際は、その時点における社会状況、技術水準等に基づいて第八の許可をすべきかどうかを判断しなければならないこととする。

2. 第九の許可には、この法律の目的を達成するため、必要な条件を付すことができることとすること。

2. 第九の許可には、この法律の目的を達成するため、必要な条件を付すことができることとすること。

(処分の公表)

第十六 中央委員会は、第八の許可をした場合には、その内容の概要並びに許可を付した期限及び条件を公表しなければならないこととすること。

2. 中央委員会は、申請に係る個人情報処理業務について、許可をしない旨の処分をしたときは、その旨を公表しなければならないこととすること。

2. 前項の添付すべき書類に記載される個人情報処理業務の目的は、規則の定めるところにより、できる限り細かい分類に従つて記載されなければならないこととすること。

4.

中央委員会は、

記録事項の正確性)

第十七 第八の許可を受けた者(以下「事業者」という。)は、正確で、かつ、客観的な個人情報でなければ記録してはならないものとすること。

(記録の廃棄)

第十八 事業者は、記録された個人情報

について、個々の事項ごとに中央委員会が許可の際に定めた期間を経過したときは、その事項の記録の消去その他廃棄の処分をしなければならないこととする。

2. 事業者は、前項の記録の消去その他廃棄の処分をするには、中央委員会の定めるところにより、その事務局の職員に立ち合わせなければならないことをすること。
3. 第十九 事業者は、許可された記録事項以外の事項を当該許可に係る記録事項として記録してはならないこととする。
4. 第二十 事業者は、当該記録に係る個人の同意を得ないで、その者についての個人情報を記録することができないものとすること。
5. 第二十一 事業者は、当該記録に係る個人の同意を得ないで、その者についての個人情報を記録することができないものとすること。
6. 第二十二 事業者は、書面によってなされなければならないものとし、かつ、そ

の同意に先立つて、記録すべき目的、記録すべき事項、当該情報の提供を受ける者の範囲、情報の提供によって通常生ずると予測される影響その他必要な事項を書面によって通知した後な

されたものでなければならないものとすること。

3. 第一項ただし書の審査会の審査については、第四第十項の規定を準用すること。

4. 第二十一項の審査会の審査については、第四、第十項の規定を準用すること。

5. 第二十一項の審査会の審査については、前項と同様とすること。

知らせることが治療上の必要から不適当である旨の審議会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについても、前項と同様とすること。

第二十四 事業者は、許可の際に個人情報の提供を受けることができるよう、記録された者以外の者に対する情報提供

2. 記憶装置からの記録の引出しは、個々の目的ごとに行われ、かつ、その際他の目的のための情報が引き出されないようにしなければならないこととすること。

3. 端末機から情報の引出しを行うこと

ができる者は、あらかじめ定められた特定の者でなければならないこととすること。

4. 記憶装置からの引出しを行った者はその情報を許可された目的以外の目的のために使用してはならないこととすること。

5. 前項の請求を受けた事業者は、当該請求に係る記録の内容に誤りがあると認めたときは、遅滞なく、これを訂正することができるものとすること。

6. 前項の請求を受けた事業者は、当該訂正前の記録に基づいて事業者から個人情報の提供を受けた者に対して、訂正があつた旨を通知しなければならないこととすること。

7. 第二十一項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

8. 第二十二項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

9. 第二十三項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

10. 第二十四項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

11. 第二十一項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

12. 第二十二項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

13. 第二十三項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

14. 第二十四項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

15. 第二十一項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

16. 第二十二項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

17. 第二十三項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

18. 第二十四項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

19. 第二十一項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

20. 第二十二項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

21. 第二十三項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

22. 第二十四項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

23. 第二十一項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

24. 第二十二項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

25. 第二十三項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

26. 第二十四項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

27. 第二十一項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

28. 第二十二項ただし書の規定により個人情報を記録することについて同意を要しないこととされている事項のうち、記録された内容を当該個人に知らせることが公益上危険を生ずるおそれがある旨の審査会の議決に基づいて中央委員会が特に許可したものについての通知から除外することができる

こととすること。

とすること。

(情報提供)

とならないようにしなければならない

こととする。

(盜用等の防止義務)

第二十六 第十七から第二十五までに定めるもののほか、事業者は、記録された内容が盗用され、又はみだりに変更されないように機械その他の装置、機構、組織等についてできる限りの配慮をしなければならないこととする。

(秘密の遵守)

第二十七 事業者及び個人情報処理業務に従事する者は、当該業務の運営に際して知り得た個人の秘密をみだりに漏らしてはならないこととすること。事業者から個人情報の提供を受けた者も同様とすることとする。

(委託の禁止)

第二十八 事業者は、許可に係る業務の運営を他の者に委託してはならないことをとること。

(従業者の義務等)

第二十九 事業者の個人情報処理業務の運営に従事する者は、当該その者の業務に關しては、第十七から第二十八までに規定する事業者の義務と同様の義務を負うこととすること。

(従業者の義務等)

第三十 事業者の個人情報処理業務の運営に従事する者は、当該その者の業務に關しては、第十七から第二十八までに規定する事業者の義務と同様の義務を負うこととすること。

2. 事業者

第三十一 事業者は、中央委員会の定めるとところにより、中央委員会に対し定期的に業務内容の報告書を提出しなければならないこととすること。

(業務の廃止)

第三十二 事業者が、その業務を廃止したときは、遅滞なく、中央委員会にその旨を届け出なければならないこととする。

2. 事業者

第三十三 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う者は、その業務に關しては、第十七から第二十八までに規定する義務の履行を怠つていると認めるときは、業務を行なう事業者の個人情報処理業務の運営に對し、その是正のための措置を執るべきことを求めることができる。

3. 中央委員会

第三十四 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う者は、その業務に關しては、第十七から第二十八までに規定する義務の履行を怠つていると認めるときは、業務を行なう事業者の個人情報処理業務の運営に對し、その是正のための措置を執るべきことを求めることができる。

とすること。

(従事者の講習)

第三十個人情報に係る記憶装置への記録、記憶装置からの記録の引出し、送受信及び電子計算機等の機械の操作、保守に從事する者は、中央委員会が行う一定の講習会を受講した後、中央委員会の登録簿に登録した者でなければならぬこととすること。

2. 前項の講習会においては、個人の秘密の重要性、この法律の遵守のために必要な知識及び技術並びに従事者の倫理的責任について必要な研修を行わせることとすること。

3. 第一項の登録簿への登録・登録の抹消その他登録に関し必要な事項は規則で定める。

(業務内容の報告)

第三十一 事業者は、中央委員会の定めるとところにより、中央委員会に対し定期的に業務内容の報告書を提出しなければならないこととすること。

2. 中央委員会

第三十二 事業者が、その業務を廃止したときは、遅滞なく、中央委員会にその旨を届け出なければならないこととする。

3. 中央委員会

第三十三 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う者は、その業務に關しては、第十七から第二十八までに規定する義務の履行を怠つていると認めるときは、業務を行なう事業者の個人情報処理業務の運営に對し、その是正のための措置を執るべきことを求めることができる。

の廃棄の処分をしなければならないこととすること。この場合においては、

(監督命令等)

第三十五条 中央委員会は、この法律の規定及びこの法律に基づく規則並びにこれに基づく処分に違反した事實があると認めるときは、當該違反事實を是正するため必要な措置を執るべきことを命じ、又は許可を取り消すことができることとすること。

(無過失損害賠償責任)

第三十六 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う者は、その業務に關して生じた被害については、その損害について賠償の責に任ずることとする。

2. 中央委員会

第三十七 事業者は、審査会の意見を聞かなければならぬこととすること。この場合においては、審査会は、當該処分に係る者に、意見を陳述し、及び自己に有利な証拠を提出する機會を与えるべきこととすること。

3. 前項の場合においては、審査会の委員は、第三十四第一項及び第二項の権限を行使することができるものとすること。

4. 地方委員会

第三十八 条款の規定によれば、中央委員会は、この法律の実施に必要な限度において、事務局の職員に事業者その他電子計算機等を使用しているものの事業所、若しくは事業者から個人情報の提供を受けた者の事業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、又は業務の運営に供している機械その他の装置を点検させ、若しくは操作させることができることとすること。

5. 事業者

第三十九 第二十一第一項の規定による請求をした者は、事業者が同第一項の措置を執るべきことを請求することとができないこととする。

6. 第二十九第二項の規定により、是正

の規定によれば、中央委員会は、この法律の規定及びこの法律に基づく規則並びにこれに基づく処分に違反した事實があると認めるときは、當該違反事實を是正するため必要な措置を執るべきことを命じ、又は許可を取り消すことができることとすること。

2. 中央委員会

第三十個人情報に係る記憶装置への記録、記憶装置からの記録の引出し、送受信及び電子計算機等の機械の操作、保守に從事する者は、中央委員会が行う一定の講習会を受講した後、中央委員会の登録簿に登録した者でなければならぬこととすること。

2. 前項の講習会においては、個人の秘密の重要性、この法律の遵守のために必要な知識及び技術並びに従事者の倫理的責任について必要な研修を行わせることとすること。

3. 第一項の登録簿への登録・登録の抹消その他登録に関し必要な事項は規則で定める。

(業務内容の報告)

第三十一 事業者は、中央委員会の定めるとところにより、中央委員会に対し定期的に業務内容の報告書を提出しなければならないこととすること。

2. 中央委員会

第三十二 事業者が、その業務を廃止したときは、遅滞なく、中央委員会にその旨を届け出なければならないこととする。

3. 中央委員会

第三十三 電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行う者は、その業務に關しては、第十七から第二十八までに規定する義務の履行を怠つていると認めるときは、業務を行なう事業者の個人情報処理業務の運営に對し、その是正のための措置を執るべきことを求めることができる。

のための措置を要求した個人情報処理業務の運営に従事する者は、事業者が当該要求に応じなかつたときは、中央委員会に対し、第一項の措置を執るべきことを請求することができるること。

(民衆訴訟)

第三十六 何人も、この法律の規定及びこの法律に基づく規則並びにこれらに基づく处分に違反した事実があると認めるときは、中央委員会に対し、第三十五第一項の措置を執るべきことを求めることができる。この場合において第三十五第二項及び第三項の規定を準用することとする。

5. 第四第十項の規定を準用することとする。

第四第十項の規定を準用することとする。

2. 何人も、事業者の個人情報処理業務の運営によって個人の秘密が侵害され又は個人に関する情報の過度の集中と拡散による弊害が生じ、そのため、著しく国民の権利と自由が侵害されるおそれがあり、又は民主政治の基盤が損なわれるおそれがあると認めるときは前項の違反事実がない場合においても中央委員会に対し、当該事業者について許可の取消しをすべきことを請求する。

3. 中央委員会は、前項の請求があったときは、審査会の議を経て、同項の処分をするかどうかを決定しなければならないこととすること。

4. 審査会は、前項の議決をするに当つては、あらかじめ、第二項の請求をし

た者及び当該請求に係る事業者に対し期日を定め、それぞれ自己に有利な証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならぬこととすること。

第三十九 この法律に定めるものほかの場合においては、審査会は、第三十四第一項及び第二項に規定する権限を行使することができることとする。

5. 第三項の審査会の審査については、四第一項及び第二項に規定する権限を行使することができることとする。

6. 第三項の審査会の審査については、

この法律の実施のための手続その他この法律の執行について必要な細則は、訴訟に関するものを除き、規則で定めることとする。

6. 何人も、中央委員会が第一項又は第二項の請求につきこれらの規定に基づく処分をしないと決定した場合には、東京高等裁判所に対し、中央委員会を被告として訴え提起することができることとする。

(経過措置)

1. この法律の施行の際、現に電子計算機等を利用して個人情報処理業務を行っている者は、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に、規則の定めることにより、中央委員会に対し、必要な事項を届け出なければならないこととする。

6. 第一項の規定に違反した者、第三項の規定により行うことができるることとされている業務以外の個人情報処理業務を行つた者又は第四項若しくは前項の規定に違反した者について、所要の罰則を設けることとする。

第六章 罰則

（国の機関についての特例）

第三十七 国の機関が電子計算機等を利用して、個人情報処理業務を行う場合に於けるこの法律の規定の適用についての記録についても、同様とすること。

3. 前項の申請をした者は、当該申請に係る許可に関する処分があるまでは、従前の例により引き続き当該申請に係る業務を行うことができることとする。

4. 第二項に規定する期間内に許可の申請をしなかつた者及び同項の申請を行つては、当該申請に係る許可をしない旨の処分を受けた者は、規則の定めることにより、個人情報に関する記録の消去その他の廃棄の処分をしなければならないこととする。この場合においては、第十八第二項の規定を準用することとする。

4. 第二項に規定する期間内に許可の申請をしなかつた者及び同項の申請を行つては、当該申請に係る許可をしない旨の処分を受けた者は、規則の定めることにより、個人情報に関する記録の消去その他の廃棄の処分をしなければならないこととする。この場合においては、第十八第二項の規定を準用することとする。

（規則への委任）

第三十九 この法律に定めるものほかこの法律の執行について必要な細則は、訴訟に関するものを除き、規則で定めることとする。

5. 第一項に規定するものが、当該現に行つては、当該申請に係る許可をしない旨の処分を受けた者は、規則の定めることにより、個人情報に関する記録の消去その他の廃棄の処分をしなければならないこととする。この場合においては、第十八第二項の規定を準用することとする。

6. 第一項に規定するものが、当該現に行つては、当該申請に係る許可をしない旨の処分を受けた者は、規則の定めることにより、個人情報に関する記録の消去その他の廃棄の処分をしなければならないこととする。この場合においては、第十八第二項の規定を準用することとする。

5. 第一項に規定するものが、当該現に行つては、当該申請に係る許可をしない旨の処分を受けた者は、規則の定めることにより、個人情報に関する記録の消去その他の廃棄の処分をしなければならないこととする。この場合においては、第十八第二項の規定を準用することとする。

第六章 罰則

（国の機関についての特例）

第三十七 国の機関が電子計算機等を利用して、個人情報処理業務を行う場合に於けるこの法律の規定の適用についての記録についても、同様とすること。

6. 第一項の規定に違反した者、第三項の規定により行うことができるることとされている業務以外の個人情報処理業務を行つた者又は第四項若しくは前項の規定に違反した者について、所要の罰則を設けることとする。

3. 前項の申請をした者は、当該申請に

係る許可に関する処分があるまでは、

従前の例により引き続き当該申請に

係る業務を行うことができることとする。

4. 第二項に規定する期間内に許可の申請をした者は、当該申請に

係る許可に関する処分があるまでは、

従前の例により引き続き当該申請に

係る業務を行うことができることとする。

地方交通確保のための四法案

日本社会党政策審議会

高度経済成長とモータリゼーションの進展の中で、国民の足を確保するための輸送の秩序は大きな混乱に陥っているがゆえに、経済成長からとり残された過疎地における交通は、「赤字・不採算」を理由とした路線の休廃止が続出し、地域住民の生活に深刻な危機をもたらしている。同時に、その企業で働く労働者に大きな苦痛をもたらしている。合理化の実施による交通労働者の首切問題をはじめ、「経営困難」を理由とした賃金の不・遅払問題は交通労働者の生活を危機に追い込んでいる。

こうした地方交通の現状に対し、今日の自民党・政府による交通行政は、抜本的な対応策を講じることなく若干の補助金行政を拡大する程度に終始している。よって、地域住民の足を確保し、交通労働者の生活を守るため、以下の四つの法案を国会で成立させるべく院内外の闘いを進めている。

地方陸上交通事業維持整備法案要綱

第一 この法律は、経済的社会的基盤の（目的）

（地方陸上交通事業維持整備計画）

第三 都道府県知事は、輸送需要の低下により地方陸上交通事業の経営が困難となつた地域における地方陸上交通事業の維持整備を図るため、地方陸上交通事業維持整備審議会の議を経て、当

該都道府県の区域内における地方陸上交通事業の維持整備に関する計画（以下「地方陸上交通事業維持整備計画」）とし、主務大臣の承認を受けなければならないこと。

当該地域における輸送の確保を図り、もってその地域の住民の福祉と地方陸上交通事業の労働者の雇用の安定とに資することを目的とすること。

2. 地方陸上交通事業維持整備計画には次の各号に掲げる事項を定めるものとすること。

1. 当該地域における輸送需要の見通し及び地方陸上交通事業の維持整備の目標

二、他の地方陸上交通事業への転換、輸送施設の改善その他前号の目標を達成するために必要かつ適切な地方陸上交通事業の維持整備の方法

3. 地方陸上交通事業維持整備計画を定めるに当たっては、当該区域の住民の日常生活の利便を確保するよう適切な考慮が払わなければならないこと。

4. 都道府県知事は、地方陸上交通事業維持整備計画を定める場合には、あらかじめ、関係市町村の長、関係地方陸上交通事業者及び当該事業の従業員を代表する者並びに当該事業の利用者の意見を聽かなければならないこと。

5. 都道府県知事は、地方陸上交通事業維持整備計画を定めるについて必要があること。

2. この法律において「地方陸上交通事業者」とは、地方陸上交通事業を営む者をいうこと。

3. この法律において「地方陸上交通事業」は、地方陸上交通事業を営む者をいうこと。

4. この法律において「地方陸上交通事業維持整備計画」とは、地方陸上交通事業の運営の調整等についてあつせんすることができる」と。

あると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係地方陸上交通事業者その他の関係者に対し資料の提出その他必要な協力を求める

ことができる」と。

6. 都道府県知事は、地方陸上交通事業維持整備計画を定めたときは、これを関係行政機関の長、関係地方公共団体の長及び関係地方陸上交通事業者に交付するとともに、公表しなければならないこと。

7. 第一項後段及び前四項の規定は、地方陸上交通事業維持整備計画に基づく事業の実施に関する勧告等)。

第四 都道府県知事は、地方陸上交通事業者に対し、地方陸上交通事業維持整備計画に定めた第三第二号の事項を実施すべき旨を勧告するものとすること。

第五 都道府県知事は、地方陸上交通事業維持整備計画の実施に必要があると認めるときは、地方陸上交通事業者に対し、地方陸上交通事業者の合併、当該地方陸上交通事業の譲渡又は管理の委託、当該地方陸上交通事業の業務の運営の調整等についてあつせんすることができる」と。

(地方陸上交通事業維持整備計画に基づく事業の実施に関する助成等)

第六 国又は地方公共団体は、第四第一項の規定による勧告に従い当該勧告に係る事項を実施する地方陸上交通事業者に対し、当該事項の実施に関し必要な資金の確保、税制上の措置その他の助成措置を講じなければならない。

都道府県知事は、地方陸上交通事業維持整備計画に基づく地方陸上交通事業の維持整備に係る当該事業の従業員の雇用の安定について必要な措置を講ずるように努めるものとすること。

(補助金)

第七 国及び都道府県は、地方陸上交通事業者に対し、政令で定めるところにより、その者の経営する地方陸上交通事業に係る線路又は路線であつて、第三第二項第一号の目標に係るものであり、かつ、経営が困難なためその維持が困難であるものの維持を助成するため、毎年、予算の範囲内で、補助金を交付するものとすること。

(处分に関する意見の聴取)

第八 主務大臣は、地方陸上交通事業維持整備計画に係る地方陸上交通事業に関する处分が住民の利便を減少するおそれがある場合においては、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならぬこと。
(地方陸上交通事業維持整備審議会)

第九 この法律によりその権限に属させ

られた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ地方陸上交通事業維持整備計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、地方陸上交通事業維持整備審議会(以下「審議会」という。)を置くこと。

2. 審議会の委員は、都道府県の議会の議員、関係市町村の長及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命すること。

3. 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、都道府県の条例で定めること。

(主務大臣)
第十 この法律における主務大臣は、次のとおりとすること。
一、軌道法第一条第一項に規定する軌道に係る事項については、運輸大臣及び建設大臣
二、前号に定める事項以外の事項については、運輸大臣

(施行期日)
第十一 この法律は、公布の日から施行すること。

二、前号に定める事項以外の事項については、運輸大臣

(施行期日)
第十一 この法律は、公布の日から施行すること。

二、前号に定める事項以外の事項については、運輸大臣

(施行期日)
第十一 この法律は、公布の日から施行すること。

二、前号に定める事項以外の事項については、運輸大臣

(施行期日)
第十一 この法律は、公布の日から施行すること。

二、前号に定める事項以外の事項については、運輸大臣

(目的)
第一 この法律は、国の産業政策、文化

政策、社会政策その他の政策上の要請により日本国有鉄道等がその事業の運営上負担している公共負担につき国庫負担を行うことにより、鉄道軌道の事業の公共性の維持とその経営の健全な発展を図ることを目的とすること。

四、海上運送法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業に使用する船舶の一般旅客定期航路事業に使用する船舶

五、海上運送法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業に使用する船舶

六、日本国有鉄道が、鉄道及び連絡船の旅客運賃につき、国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)第五条の二に規定する割引により、その割引額を負担すること。

七、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃につき、通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を普通旅客運賃に通勤定期乗車券又は通学定期乗車券のそれぞれの有効期間の日数(当該期間を月をもって定めた場合には、一ヶ月を三十日として計算した日数)の二倍に相当する数を乗じて得た額の十分の七に相当する額よりも低く定めることにより、その差額を負担すること。

八、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

九、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十一、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十二、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十三、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十四、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十五、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十六、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十七、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十八、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

十九、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

二十、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

二十一、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

二十二、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

二十三、日本国有鉄道等が、鉄道軌道等の旅客運賃又は貨物運賃につき政令で定める旅客又は貨物の旅客運賃又は貨物運賃の割引を行うことにより、その割引額を負担すること。

請に沿うために特に運賃の割引を必要とする旅客又は貨物について定めるものとすること。

5. 運輸大臣は、第三項第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、鉄道等公共負担審議会に諮問しなければならないこと。
(国庫負担)

第三 国は、日本国有鉄道等が公共負担

をした場合においては、当該公共負担に係る第二条第三項第一号若しくは第三号に規定する割引額又は同項第二号に規定する差額に相当する金額を負担すること。

第四 公共負担をした日本国有鉄道等は当該事業年度の決算完結後遅滞なく、

国が負担すべき金額を運輸大臣に対し請求しなければならないこと。

2. 運輸大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から三月以内に、国が負担する金額を決定し、これを請求者に通知しなければならないこと。

3. 第一項の規定による請求の手続その他の第三の規定による国庫負担に関し必要な事項は、運輸省令で定めること。

(鉄道等公共負担審議会)
第五 運輸省に、鉄道等公共負担審議会

(以下「審議会」という。)を置くこと。

2. 審議会は、運輸大臣の諮問に応じてこの法律の規定による公共負担につい

て調査審議すること。

3. 審議会は、委員五人以内で組織すること。

4. 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が、両議院の同意を得てこれを任命すること。

5. 委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

6. 委員は、再任されることができるこ

と。

7. 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができるときは、運輸大臣は、第四項の規定にかかると、学識経験のある者のうちから、委員を任命することができる。

8. 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬこと。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならないこと。

9. 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任すること。

10. 会長は、会務を総理すること。

委員は、非常勤とすること。
(施行期日等)

11. 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定めること。

(報告及び検査)

第六 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本国有鉄道等に対してその業務に関し報告を求め、又はその職員に日本国有鉄道等の事務所若しくは事業場又は事業用施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させること。

3. 前項の規定による負担の方法その他の必要な事項は、運輸大臣が定めること。

4. 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が、両議院の同意を得てこれを任命すること。

5. 委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

6. 委員は、再任されることができるこ

と。

7. 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができるときは、運輸大臣は、第四項の規定にかかると、学識経験のある者のうちから、委員を任命することができる。

8. 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬこと。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならないこと。

9. 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任すること。

10. 会長は、会務を総理すること。

委員は、非常勤とすること。
(施行期日等)

11. 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定めること。

(報告及び検査)

九号) の一部を次のようにより改正する」と。

第三十七條に次の二項を加える。

2. 国は、前項の規定による取扱いに伴う交通機関の運賃を負担するものとする。

3. 前項の規定による負担の方法その他の必要な事項は、運輸大臣が定めること。

4. 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が、両議院の同意を得てこれを任命すること。

5. 委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

6. 委員は、再任されることができるこ

と。

7. 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができるときは、運輸大臣は、第四項の規定にかかると、学識経験のある者のうちから、委員を任命することができる。

8. 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬこと。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならないこと。

9. 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任すること。

10. 会長は、会務を総理すること。

委員は、非常勤とすること。
(施行期日等)

11. 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定めること。

(報告及び検査)

第一 この法律において「中小民営交通事業者」とは、資本の額又は出資の総額が五億円以下の会社であつて、次に掲げる事業を営む者をいうこと。

第一、地方鉄道法(大正八年法律第五十ニ号)第一条第一項に規定する地方

鉄道により旅客又は物品を運送する

事業

二、軌道法(大正十年法律第七十六号)

第一条第一項に規定する軌道により旅

旅客又は物品を運送する事業

三、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

第三条第二項第一号に

規定する一般乗合旅客自動車運送事

(支払猶予に係る交付金)

第三条 政府は、中小民営交通事業者の借

入金のうち第四第一項の規定による運

輸大臣の承認を受けたものにつき、当

該借入金を貸し付けた金融機関が利子

の支払を猶予したときは、当該利子の

支払の猶予(以下「支払猶予」という)

に係る利子(以下「猶予利子」という)

の額に相当する額の交付金を当該金融

機関に交付するものとする。

2. 前項の規定による交付金の交付は、

昭和五十年三月三十一日における当該

事業者の借入金につき当該事業者が支

払うべき利子で第四第一項の規定によ

る運輸大臣の承認を受けた日(以下「承

認日」という)から五年の期間内に支

払期日が到来するものに係る猶予利子

について行うものとする。

3. 第一項の規定による交付金の交付の

時期その他その交付に関し必要な事項

は、政令で定めること。

(支払猶予の承認)

第四 中小民営交通事業者は、支払猶予

を受けようとする借入金につき運輸大

業 第六 支払猶予を受けている中小民営交

臣の承認を受けることができる。

2. 前項の承認の申請をしようとする者は、事業内容その他運輸省令で定める事項を記載した申請書及び経営の再建に関する計画を運輸大臣に提出しなければならないこと。

3. 運輸大臣は、次の各号に該当する場合でなければ第一項の承認をしてはならないこと。

一、当該中小民営交通事業者の経営に係る交通機関が住民の日常生活の利便を確保するため必要不可欠のものであること。

二、支払猶予が当該中小民営交通事業者の経営する中小民営交通事業の経営の再建に寄与するものであること。

三、前二号に掲げるもののほか、運輸省令で定める基準に適合するものであります。

4. 第一項の承認には条件を附すことができる。

5. 運輸大臣は、第一項の承認をしたときは、当該承認に係る借入金の貸付けを行っている金融機関に通知しなければならないこと。

(猶予利子の使途)

第六 支払猶予を受けた中小民営交通事業者は、その決算において計上した

利益の額が当該中小民営交通事業者の資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて得た額を超えるときは、

その利益の額からその乗じて得た額を控除した額の二分の一に相当する金額の猶予利子をその支払猶予をした金融機関に支払わなければならないこと。

(支払猶予の利息)

第七 支払猶予を受けた中小民営交通事業者は、当該中小民営交通事業者に係る承認日から起算して五年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかった猶予利子(当該決算期の末日の後に第六の規定により支払うべきこ

ととなつた猶予利子を除く)があるときは、政令で定めるところにより、

当該中小民営交通事業者に係る承認日から起算して十五年を経過した日までに、これをその支払猶予をした金融機関に支払わなければならないこと。

(金融機関の国庫納付金)

第八 金融機関は、支払猶予を受けた中小民営交通事業者から猶予利子を受けたこととなつたときは、当該支払を受けること。

2. 前項の納付金の納付の時期その他その納付に關し必要な事項は、政令で定めること。

第九 運輸大臣は、支払猶予を受けた中小民営交通事業者に対し、当該中小民営交通事業者の猶予利子の支払が終わるまでの期間に限り、次の各号に掲げたる勧告をすることができる。

一、不当な経理の是正その他経理の改善に関する勧告

二、事業内容の改善に關し必要な勧告

2. 運輸大臣は、支払猶予を受けた中小民営交通事業者が前項の勧告に従わない場合には、その支払猶予をした金融機関に対してその旨を通知するものとすること。ただし、やむを得ない事由に基づくと認める場合は、この限りでないこと。

3. 前項の通知を受けた金融機関は、当該支払猶予を受けた中小民営交通事業者に対して支払猶予を取り消すことができる。

(報告及び検査)
第十 運輸大臣は、猶予利子の支払を確保するため必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、支払猶予を受けた中小民営交通事業者に対し、業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に当該中小民営交通事業者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人にこれを提示しなければならないこと。

3. 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。
(太政大臣との協議)

第十一 運輸大臣は、第四第一項の規定による承認をしようとするときは、大臣に協議しなければならないこと。

(罰則)

第十二 第十第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処すること。

2. 中小民営交通事業者の代表者、代理

人、使用人その他の従業者が、その中

小民営交通事業者の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為を罰するほか、その中小民営交通事業者に對しても同項の刑を科すこと。

(施行期日)
第十三 この法律は、公布の日から施行すること。

中小民営交通事業
金融公庫法案要綱

(目的)
第一 中小民営交通事業金融公庫は、中

小民営交通事業の健全な運営に必要な長期かつ低利の資金で一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とすること。

(定義)

第二 この法律において「中小民営交通事業者」とは、資本の額又は出資の総額が五億円以下の会社及び個人であつて、次に掲げる事業を営む者をいうこと。

一、地方鉄道法（大正八年法律第五十ニ号）第一条第一項に規定する地方鉄道により旅客又は物品を運送する事業
3. 公庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとすること。

二、軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道により旅客又は物品を運送する事業

三、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第二項に規定す

る一般自動車運送事業

四、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定す

る船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の

送をする船舶運航事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人又は物の運送をする船舶運航事業を除く）

五、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は公庫について準用すること。

六、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は公庫について準用すること。

七、公庫でない者は、中小民営交通事業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならないこと。

八、公庫について準用すること。

九、公庫に、役員として、理事長一人副理事長一人、理事一人以内及び監事一人以内を置くこと。

十、理事長は、公庫を代表し、その業務を總理すること。

十一、理事長は、公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事務を總理すること。

十二、副理事長は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事務を總理すること。

十三、理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行うこと。

十四、監事は、監事の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる

事項は、登記した後でなければ、これ

をもって第三者に対抗することができないこと。

五、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主

務大臣に意見を提出することができる

事項は、登記した後でなければ、これ

をもって第三者に対抗することができないこと。

六、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主

務大臣に意見を提出することができる

こと。

(役員の任命)

第十一 理事長及び監事は、主務大臣が任命すること。

2. 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命すること。

(役員の任期)

第十二 役員の任期は、四年とすること。

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすること。

2. 役員は、再任されることができること。

(役員の欠格条項)

第十三 政府又は地方公共団体の職員

(非常勤の者を除く)は、役員となることができないこと。

(役員の兼職禁止)

第十四 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならないこと。

(代表権の制限)

第十五 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しないこと。この場合には、監事が公庫を代表すること。

(代理人の選任)

第十六 理事長及び副理事長は、理事又是公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七 公庫の職員は、理事長が任命すること。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなすこと。

(退職手当の支給の基準)

第十九 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならないこと。これを変更しようとするときも、同様とす

(業務の範囲)

第二十 公庫は、第一の目的を達成するため、中小民営交通事業者に対し、当該中小民営交通事業に係る施設の整備又は運営に必要な資金の貸付けの業務を行うこと。

(業務の委託等)

第二十一 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2. 前項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法

律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3. 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」)の定

第十二 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けること。

2. 公庫は、主務大臣の認可を受けること。

3. 前項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

(業務方法書)

第二十二 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けること。

2. 前項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

3. 第一項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

2. 前項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

3. 第一項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

2. 前項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

3. 第一項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなすこと。

(業務方法書)

第二十二 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けること。

2. 前項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

3. 第一項の規定による公務に從事する職員とみなすこと。

(借入金)

第二十六 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2. 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

3. 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件により公庫に有利な条件を附することができる。

4. 第一項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならないこと。

2. 政府は、資金の借入れをしてはならないこと。

3. 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件により公庫に有利な条件を附することができる。

2. 政府は、資金の借入れをしてはならないこと。

項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とすること。

(債券の発行)

第二十七 公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、中小民営交通事業債券(以下「債券」という)を発行することができる。ただし、その発行した債券の償換のためには一時その限度をこえて債券を発行することができる。

2. 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないこと。

3. 第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を

有すること。

- 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものと定すること。

- 公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用すること。

- 前各号に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定めること。
(債務保証)

- 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわざ、国会の議決を得た範囲において、債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く)の元本の償還及び利息の支払について保証することができる。
(余裕金の運用等)

- 公庫は、次の場合による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならないこと。
(一、国債の保有)

- 公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用すること。

- 前各号に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定めること。
(会計帳簿)

- 公庫は、主務大臣の定めるとこにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならないこと。
(会計検査院の検査)

- 公庫は、主務大臣の定めるとこにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならないこと。
(会計検査院の検査)

- 公庫は、主務大臣の定めるとこにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならないこと。
(監督)

- 公庫は、主務大臣が監督すること。

- 公庫は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫にかかるわざ、業務の範囲内において、債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く)の元本の償還及び利息の支払について保証すること。

- 公庫は、次の場合による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならないこと。
(二、資金運用部への預託)

- 公庫は、次の場合による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならないこと。
(二、資金運用部への預託)

- 公庫は、次の場合による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならないこと。
(二、資金運用部への預託)

- 公庫は、次の場合による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならないこと。
(二、資金運用部への預託)

- 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならないこと。

これを解任しなければならないこと。

- 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはこれを解任することができる。

- この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

- 破産の宣告を受けたとき。

- 心身の故障により職務を執ることができないとき。

- 報告及び検査

- 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- ただし、受託金融機関に対しては、当該依託業務の範囲内に限ること。

- 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならないこと。

- 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。

- 第一十九第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

- 第一十九第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

- 第三十三 第一項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

- 第三十六 この法律における主務大臣は運輸大臣及び大蔵大臣とすること。ただし、第三十五第一項に規定する主務大臣の権限は、運輸大臣又は大蔵大臣

がそれぞれ単独に行使することを妨げないこと。

- 報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処すること。

- 第三十五第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処すること。

- 第三十七 第三十五第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処すること。

- 第三十九 第七の規定に違反して中小民營交通事業金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処すること。

(施行期日)

第四十 この法律は、公布の日から施行すること。

(設立の手続等)

一九七五・七

国立コロニー「のぞみの園」 の運営改善に関する申入れ

日本社会党

国立心身障害者コロニー「のぞみの園」は、昭和四六年に心身障害者待遇の新しい施設体系として設立され、今日に至つて

いるものであり、同時に、現在全国に散在する公・法人立など一六ヶ所コロニーのモデル的機能を有するものと見なされたものである。

ところが実際には、同コロニー設置計画にうたわれている目標などとは程遠い運営が行われ、昨年八月、同園に国立コロニー労組が結成され、はじめてその問題点が問われるようになり、最近、若干の改善がはかられるようになってきたところである。しかしながら、これらの改善はごくたんちの的なものであり、五〇〇名園生の生活の尊重、二八〇名職員の生がいの保障にはほど遠いものである。わが党は、先に国立コロニー実態調査団をはけんし、国会における質問を通じ運営改善を求めてきたものであるが、昭

第四十一 公庫の設立の手続、経過措置他の法律の改正等所要の規定を設けること。

(4) 各ファミリーに指導費を支出すること。また、園生の遠出、買物などの経費を設けること。

(5) キャンプ、バーベキューなどの火の使用を認めること。

(6) 生活居住区における生活の充実をはかること。このため、治療教育に名をかりたゆきすぎた園生の引回しをやめること。

(7) 車イスの使用が充分にできるようスロープの改善などをはかること。

(8) 和五十一年度予算編成期にあたりこれが根本改善に関し、あらためて以下のように申入れを行うものである。

二、地域社会との関係について
戸閉り的、閉鎖的姿勢を廃し、地域社会にとけこめるようにするため

(1) 高崎市内、群馬県下の諸団体、住民との連係を深めること

(2) ファミリーの定員を削減した場合必要となる増設にあたっては、市内市街地などに小単位のファミリーを作り、併せて職員の増により通園、巡回相談などが行えるようにすること。

(3) 地域産業との関連の上に立って授産作業を充実させ、市内にコロニー物産の販売所などを設けること。

(4) 高崎市内、群馬県下からの入所園生の比率を高めるようにすること。

三、医療体制について
コロニー設置計画などには、病院建

(1) 各ファミリーの定数を一〇名程度に抑え、プライバシーの確立をはかること。

(2) 二階建をあらためて平屋作りとすること。

(3) 職員を増員し、園生との比を一対

三、医療体制について
コロニー設置計画などには、病院建

(1) 各ファミリーに最低一名の看護婦の配置を行うこと。また、夜勤（深夜・看護）手当の大額増額を行うこと。

(2) 早急に、夜間勤務の二人制をしきりとし、治療棟の設立、ならびに夜間休日、救急などの医療の保障を行うこと。

(3) 各ファミリーに昇給、昇格、超勤、調整など諸手当の改善をはかること。

急に行うこと。なお、この間の処置として治療棟の設立、ならびに夜間休日、救急などの医療の保障を行うこと。

(3) 早急に、夜間勤務の二人制をしきりとし、治療棟の設立、ならびに夜間休日、救急などの医療の保障を行うこと。

(4) 各ファミリーに昇給、昇格、超勤、調整など諸手当の改善をはかること。

(5) 早急に、夜間勤務の二人制をしきりとし、治療棟の設立、ならびに夜間休日、救急などの医療の保障を行うこと。

る費用負担を行うこと。

三、運営の民主化について

- (1) 天下り人事の一掃をはかること。
- (2) 不当労働行為の一掃をはかること。

四、福利厚生について

- (1) 売店を設置する。
- (2) 公衆電話を設ける。

(3) 女子職員の世帯宿舎の使用を認めること。

五、施設・備ついて

- (1) 職員の休息室、(2) 指導員室、(3) 女子更衣室、(4) 職員室、(5) 保育所、などを早急に設けるとともに、(6) 指導員、保母一人一人に机とイスを与えること。

一九七五・七

民間重症児施設、他の運営改善に関する申し入れ

日本社会党

昭和四二年に児童福祉法の一部改正があり重症児施設が法的地位を保障されて以来、施設整備が大幅に行われてきたことは衆知のことである。しかしながらその内容については、子供の生活、職員の待遇についてきわめて不十分なところが多く残されている。

十年目の曲り角に際し、子供たちの生活の場としての位置付を明確にするとともに、職員の生がいを保障し得る水準へ

六、研修について

- (1) 研修の機会を増やし、それに必要な費用を保障すること。

以上であるが、これらのうち昭和五十年度のみでは処理しがたいものについては、二～三年程度の中期的計画などを設け改善をはかるよう、特に、申し入れるものである。

年度のみでは処理しがたいものについては、二～三年程度の中期的計画などを設け改善をはかるよう、特に、申し入れるものである。

による週休一日制を認めるうこと。
② 今年九月一日より一九%の消費者米価の値上げが実施される状況にかんがみ、子供たちの処遇内容の低下をきたさないよう留意すること。このため必要な措置費アップをはかること。

③ 教育権を保障し就学免除・猶予完全に撤廃すること。また、これに必要な措置をとるとともに、とくに教育権保障の名における入級選別など再差別を許さないこと。さらに、地域での豊かな児童間の人間交流、ともだち関係の確立をはかるため、特殊障害児教育のみにとどめず普通学校・学級への交流・教育なども試行すること。

④ 職員の子供たちへの生がいと健康を保障するために、大幅な増員と労働諸条件の大変な改善をはかること。

⑤ 重症児一対介護職員一・五以上を配置すること。

⑥ 時間短縮による完全週休一日制を最優先して実施し、時間短縮にともない必要な人員を(1)とは別枠

ところは昭和四九年度をまたず昭和四八年度から一対一にする旨答弁

されているが、いまだにこれが実現をみていない。大変なところには、まさに実動で一対一を保障し腰痛代替を確保すること。さらに時間短縮による週休一日制を認めるうこと。

(2) 療育の解明のための試行ならびに研究の促進をはかること。このための費用を保障すること。

(3) 保母、指導員、C・P、S・T、O・T、P・T、S・W、看護婦、医師などの十分な確保をはかること。

と。

④ 教育権を保障し就学免除・猶予完全に撤廃すること。また、これに必要な措置をとるとともに、とくに教育権保障の名における入級選別など再差別を許さないこと。さらに、地域での豊かな児童間の人間交流、ともだち関係の確立をはかるため、特殊障害児教育のみにとどめず普通学校・学級への交流・教育なども試行すること。

⑤ 職員の子供たちへの生がいと健康を保障するために、大幅な増員と労働諸条件の大変な改善をはかること。

⑥ 重症児一対介護職員一・五以上を配置すること。

⑦ 時間短縮による完全週休一日制を最優先して実施し、時間短縮にともない必要な人員を(1)とは別枠

と。障し、生活圏の拡大をはかること。

(4) 成人化に対する十分な対応と人間生活を可能とするスペースの確保、施設、療育単位の縮少、分類収容の撤廃などを含め、隔離収容でなく地域社会の中に施設を位置付けること。

(5) 重症児一対介護職員一・五以上を配置すること。

と。

⑧ 時間短縮による完全週休一日制を最優先して実施し、時間短縮にともない必要な人員を(1)とは別枠

で確保すること。

(イ) 腰痛代替を制度化し、これを(イ)とは別枠で確保すること。

(二) 育児休暇の実施にともないこれが完全にとれるよう必要な措置をとるとともに、女子の看護助手、保母助手、療育員などにも適用をはかること。

(三) (イ)～(三)までの人員を確保するためには必要な職員寮、宿舎、保育所福利厚生施設の整備を大胆に行いこれに必要な費用の全額を国と自治体などで負担すること。なお、職員寮は最低個室六畳とする。

(四) 賃金を大幅にアップすること。また、夜間勤務は複数月六日以内とし、夜間勤務手当の大額アップをはかること。

(五) 腰痛に侵された職員が原職に復帰できる条件をととのえるとともに、この間の生活・治療などの保障に万全を期すこと。また、職場から腰痛症の一掃をはかるために必要な措置をとること。さらに、労災認定をすみやかに行えるようにし、休業中の生活保障を一〇〇%化するよう措置すること。

(六) 子供たちの生活圈をひろげ、職員の過度な負担を軽減するために施設設備の大胆な改善、生活用具の改善電動化を促進すること。このためにプロジェクトチームを設けるとともに

に、各施設への補助を思い切って行うこと。

三、施設運営の安定化について

① 諸物価上昇ならびに各年度の春闘における人件費アップなどが、確実に上積みされる措置費体系とするこ。また、医療費改訂がリンクすること。

② 成人、体重などの加算を設け、労基法違反をなくし女子重量物運搬制限規定が守れるようすること。

③ 国・公立の重症・重度児施設・棟に対する一般会計入り率と同率程度の運営費補助を措置費体系とは別に保障し、公私格差の一掃をはかること。

④ 各自治体に超過負担をかけずに済む措置費水準を確立すること。

四、以上の観点から施設を整備し、要入所者の全員を昭和五一年度当初に措置する。また、動く重症児、周辺障害児対策を早急に確立すること。

五、重症児をもつ家庭に対し手当を大幅に増額するとともに地域社会での生活保障を確立すること。

六、なお、重度精薄施設の件は別紙によるものとする。(省略)

昭和五十年七月

厚生大臣

田中正巳 殿

核兵器の全面禁止と完全廃棄をめざして

——核防条約に対するわが党の態度——

日本社会党国際局

はじめに

政府・自民党は党内不統一と、わが党をはじめとする各党の反対の前に、今国会における核拡散防止条約の批准を断念した。いうまでもなく、この条約は五年前、日本政府が調印して以来、核保有の「至近国」といわれる日本の批准につい

て国内外から強い関心が持たれてきた。わが党は、一九七〇年一月三日の調印にあたって国際局長談話を発表して以来

五ヵ年にわたって党内機関および関係団体と慎重に検討をつづけると同時に、核兵器の全面禁止と完全廃棄をめざして

国民運動を積極的に展開し、その実現のため原水禁世界大会やモスクワでの平和勢力会議など内外世論に訴え、日本政府に働きかけてきた。とくに今国会では、

同条約案を国会に提出するにあたって将

来、日本の核武装の可能性(フリーハン

ド)を残そっとする党内タカ派を説得す

るため、日本安保体制の強化、アメリカの核の持ち込みを認め同党総務会の六項目要求を批准の条件に付してきた。

わが党は同日、ただちに国際局長の談話を発表し、「非核三原則と平和憲法に

相を訪米させてキッシンジャー国務長官との間に、日米安保条約の長期堅持と一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明における「韓国条項」を再確認し、さらにアメリカの核のカサをふくむ日米軍事同盟

関係の強化について具体的に確認しあつた。このことは、核拡散防止条約の批准を利用して、アメリカの核のカサを中心とする日米安保体制の強化を求める政府

・自民党の意図と、インドシナ侵略政策の完全な破綻によって重要性を増した日米安保条約をいつそう強化しようとする

アメリカの意図が完全に一致したこと

示すものであり、きわめて危険である。

さらに政府・自民党は四月二十五日、同条約案を国会に提出するにあたって将

来、日本の核武装の可能性(フリーハン

ド)を残そっとする党内タカ派を説得す

るため、日本安保体制の強化、アメリカの核の持ち込みを認め同党総務会の六項目要求を批准の条件に付してきた。

わが党は同日、ただちに国際局長の談話を発表し、「非核三原則と平和憲法に

真に向から反対し、日本をますますアメリカの核戦略にくり入れるような政治的意図をもつ核拡散防止条約の国会提出と批准には断固として反対する旨を明らかにし、同条約の批准の前に「①非核三原則にもとづいて日本の非核化宣言を今国会で決議し②核兵器の配備、保有、実験、攻撃を禁ずる」アジア太平洋非核化地帯の設置を実現するよう関係国に働きかけるべきである③核保有国の核兵器全廃の第一歩として地下核実験全面禁止協定と核不使用協定の締結を核保有国に呼びかける」とことを、自民党政府に強く要求した。

批准の前にこの三条件を要求したわが党の態度は、四月二十五日以降の国会審議における基本方針であり、五月六日、衆院本会議における河上民雄議員の反対討論、六月十二日の党政策審議会外務部会、同十六日の党外交防衛委員会、さらには同十七日の緊急中央執行委員会に至るまで、この立場は貫して堅持された。

これにたいし、自民党政府は批准反対をとねる党内右派には、さきの自民党総務会決定の六項目に示されているような日米安保強化の約束をあたえ、同時にわが党議員にたいし、非核三原則にもとづく非核化決議については、やや前向きの態度を見せながら、実質的には具体性に欠ける答弁できりぬけようとしてきたが、わが党的な立場といいれる

ところとならず、自民党政府の不統一のため、核拡散防止条約の今国会での批准を断念するに至った。

しかしながら、同条約の批准問題で提起された核をめぐる諸問題とわが党の一貫した核政策は、核兵器の全面禁止と完全廃棄をめざす日本国民の今後のたたかいにとつきわめて重要な意義を持つものであり、世界唯一の原爆被災国民の立場から、今後ともこれらの諸問題の実現のために全力をつくさなければならない

核をめぐる情勢

こどは世界最初の核兵器が広島・長崎に投下されてから三十年を数える。また一九五〇年三月の核兵器禁止を訴えた一九五〇年三月の核兵器禁止を訴えたストックホルム・アビールと五億余の署名達成をきづかけとして世界平和運動が始まってから二十五年、わが国においては一九五四年三月一日、漁船「第五福竜丸」がアメリカのビキニ環礁での水爆実験で「死の灰」をあび、無線長久保山愛吉さんの死亡を契機に原水爆禁止運動が始まつてから二十有余年を数えようとしている。この間、わが党は、これら内外の原水禁運動において貫して中心的役割を果たし、総評をはじめ日本の主要な革新団体、一般市民をもうらした原水禁日本国民会議を中心に広範な国民運動を展開してきた。

しかしながら被爆三十周年を迎える今日、核をめぐる内外の情勢は、きわめて

きびしく、われわれがめざす核兵器全廃への道はいまだ遠くかつ、けわしいといわざるをえない。

一九六四年発効した「部分的核実験禁止条約」によって大気圏内核実験は、中仏両国をのぞして禁止されたが、米ソ両国による地下核実験は野放し状態にある。また一九七〇年三月発効した「核兵器拡散防止条約」は九十七ヵ国が署名し八十カ国が正式加入しながらインの核実験が端的に示すように、核兵器を保有しようとする国がふえつつある。

とくに昨年は、国連総会での非核化地

帶決議、軍縮委での討議の前進などが記

録されたが、一方、インドの「核クラブ入り」についてフランス、中国、ソ連、

アメリカの核実験がひんぱんに行なわれ

さらにイギリスの核実験計画、「パキスタンの核開発の意志表明、アメリカのイスラエル、エジプトにたいする原子炉・燃

料の供与、西独の対ブラジル原子力協力

協定、つたえられる朴政権の核兵器開発決定など、核拡散と核軍備競争がむしろ激化しているときといえる。また、ことし五月開かれた同条約再検討会議は、核保有国と非核保有との対立が激化するなかで、核保有国の核軍縮、非核保有国の安全保障について効果ある決議がなされたことがきわめていかんである。

われわれは、世界唯一の被爆国民として

核をめぐる最近の深刻かつ危険な国際情勢に心からの憂慮の念と抗議の意思をお

さえない。

このような緊迫した国際情勢のなかで努力を積極的に行なおうとしないのが自民党政府である。むしろ四次防をテコに原子力産業界と連携して「自前の核兵器」基礎に、ナイキ・J、ホークの配備はいうまでもなく、四次防で予定の艦対空ミサイル「ターダー」の導入や原子力船「ツツ」の試運転、太平洋横断が可能なロケット「ミュー四S型」の完成がその証拠であり、それを裏付けているのが核拡防条約批准に反対する自民党政の「核保有フリーハンド論」者たちの存在である。これに並行した危険な方向は、日米安保条約によるアメリカの「核のカサ」の強化と「核持ち込み」の自由化である。昨年のラロック証言で暴露されたようにわが国の領土、領海へのアメリカの核持ち込みは、日本政府との「事前協議」タナ上げのまま行なわれていることが分かった。このような明白な事実を前にして自民党政府はアメリカにたいし、なんらの抗議もしかるべき対応策も講ぜず、逆に今年四月、宮沢外相を訪米させ、核拡防条約批准の条件として「核のカサ」を中心とする日米軍事同盟関係の強化について具体的な合意を確認し、さらに同じ趣旨の六項目を自民党政において批准の条件とする旨、決定したことは、先きに

明らかにしたとおりである。また日本政府は、国連海洋法会議で原潜などの海峽の自由航行を認める態度を明らかにして核の持ち込みを自由化しようとしている。このような核をめぐる内外の重大な情勢をみると、この核拡散の動きを早急に阻止し、核兵器全面禁止への効果的な措置を講じなければ、世界の平和と環境が重大な危機にさらされるであろうことは必至である。いまこそ日本社会党が戦後一貫して主張してきたように、日本の非核武装宣言、アジア太平洋非核化地帯の設置、地下核実験禁止協定と核不使用協定の締結、さらには核兵器全面禁止協定の締結と核兵器の完全廃棄をめざすたかいをいっそう強化しなければならない。

核防条約の問題点

さる五月、ジユネーブでの核拡散防止条約再検討会議において指摘されたように、きわめて核保有能力のある日本が同条約を批准するか否かは、世界各国がきわめて注目するところである。

わが党は、一九七〇年一月三日の調印にあたって国際局長談話を発表し、同条約が、①米ソなど拡大国の核軍縮の義務を免除している一方、非核保有国にたいしてのみ「核兵器をもたない」ことを義務づけている②核保有国との新たな増加を阻止できてもアメリカなど核大国による他国への核の持ち込み、配備、移動を禁

じていない③核保有国による核脅威、攻撃の禁止など非核保有国の安全が保障されていない④非核保有国は原子力の平和利用にかんして核保有国にくらべてきわめて不平等である⑤中国、フランスなど一部の現核保有国は参加していないなど五つの問題点を指摘し、同条約が核軍縮、日本の安全保障と国家利益の観点からみて、きわめて重大な疑義をもつてゐるとのべ、「国会審議で核軍備にたいする政府の姿勢をただし、日本国民の平和と安全を確保するという観点から内外の諸情勢を検討し、核軍縮への国民の熱意を正しく反映させながら、当条約にたいするわが党の最終的態度を明らかにする」として最終決定をこんごにゆだねた。

一九七〇年一月調印以来、ほぼ五年を経たこんにち、わが党が指摘した同条約の五つの問題点は、残念ながら満足すべき解決をみていない。ここに、核兵器全廃をめざす同じ立場からも批准に対し賛否両論が出される根拠がある。

第一点の核大団の核軍縮の努力は遅々としてすすまず、このことが今日の核拡散の真の原因となっている。日ソ間の戦略核兵器削減交渉（第二次）は両国が保有する攻撃用兵器の運搬手段の合計数と複数目標弾頭ミサイル数をそれぞれ決めたが、これは現有数量を上まわり、昨年七月の米ソ首脳会談で調印した地下核実験制限条約も、両国が現在必要とする地下核実験の支障にはならない。

核防条約の批准

このように核拡散防止条約は、条約としての実効性からみるときわめて不完全

第一点の核持込みについては、ラロッタ証言で示されたように、自民党政権が外交政策を転換して日米安保条約を廢棄しない限り禁止される保障はない。自民党政権は、逆に同条約の批准の条件としてアメリカの核のカサを含む日米安保条約を強化しようとさえ考えている。

第三点の核保有国安全保障については、米英ソ三核保有国の宣言と国連安保理での決議がなされたが、その有効性はあいまいで、むしろ非核保有国の独自の外交努力いかんにかかっている。

第四点の原子力平和利用についてだけは、保障措置協定によつて査察についてユートラムなみの平等性を獲得することができたが、原子力発電所の安全性が問題とされ、同時に再処理工場の完成で核兵器製造の条件が容易になつたこんにち査察を緩和することが逆に原子力平和利用の三原則に反し、野放しの平和利用に道をひらく危険性を強めることになろう。

第五点の中国、フランス両国の参加がまだ実現されていないことは周知の事実である。

その第二は、われわれは、日本がこの

条約へ正式に加入することによつて、核軍縮にたいする発言力を強め、核保有国にたいして核兵器全廃への義務と責任を要求し、あわせて急速にすすむ核兵器の拡散を食いとめることができると考へた重要な任務だと考える。

第三に、われわれは同条約を批准して日本の核武装をめざすあらゆる可能性を

であり、また核保有・非保有両国間に歴然たる不平等が存在する条約である。しかししながら同時に、わが党は、自民党政権が国会審議のなかで非核三原則にたいする態度を明らかにし、核兵器全面禁止をめざして積極的な外交努力を確約することを条件にするならば、今国会における同条約の批准について前向きに検討することを明らかにしてきた。

その理由の第一に、われわれは、世界唯一の被爆国民として今日まであらゆる機会をとらえて、核兵器の全面禁止と完全廃棄を要求する国際世論を喚起してきました。いま世界で九十七カ国が署名し、八ヶ岳トランクなみの平等性を獲得することをとらえて、その条件をいつそう拡大させるべきであると考えるからである。日本が批准を完了している状況のもとで、その国際的な現実をふまえつゝ、同条約の問題的を是正するために、これらの諸国と協力して努力することが必要であると考える。

除去し、その実現を阻止することが、き

わめて重要であると考える。とくに核兵器の持ち込みをやめさせるために、批准にあたって平和憲法と非核三原則にかんする日本政府の立場をあらためて明確にし、国内外の疑惑を払拭することが世界唯一の被爆国民としてるべき立場であり、わが国の原水爆禁止運動にたいする国際支援と連帯を拡大していく道である。

わが党は、以上の理由によつて、国会審議をつうじて自民党政府の核軍縮にたいする姿勢をただしながら、同条約の不完全性、つまり五つの問題点を少しでも解決する方途を確立することが不可欠であり、このような努力なくしては真の核拡散防止は達成されないと考えるものである。

これから課題

核拡散防止条約の批准問題をめぐつてわが党が要求する政策はつぎのとおりである。いうまでもなく、これらの政策をたたかいとついく場合の基本原則は、核絶対否定を前提とし、いかなる国またはブロックによるとを問わず原水爆禁止と核戦争阻止の目標に反する政策と行動に反対し、いかなる理由にせよ原水爆の実験、製造、貯蔵、使用、拡散についてまた核戦争準備に関係する核武装、軍事同盟についてすべて否定の立場をとり、これを基礎にして核戦争の危険の根源を究明し、核兵器完全禁止をめざす立場で

ある。

わが党は、この基本原則にもとづいてつぎの諸政策を実現するよう自民党政府に強く要求するとともに、すべての野党をはじめ革新・平和民主団体、学識・知識人、一般市民がこの課題の実現のためにに、広範な共闘戦線を組み、さらに世界唯一の被爆国日本から「原爆許すまじ」の声を世界にひろめていくことを提案したい。

① 「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則と平和憲法の精神にもとづいて、日本の非核化宣言を今国会で決議すべきである。

② この非核化宣言を検証し、アジアの平和確保に貢献するために、日本政府は核兵器の配備、保有、実験、攻撃を禁止する「アジア・太平洋地域非核化地帯」の設置を実現するよう関係国に働きかけるべきである。

一九七五・八・五
において、「同地帯の設置に努力する決議」を採択し、同時にその実現のために「アジア・太平洋地域非核化国際会議」を開催するよう呼びかけるべきである。

③ 核保有国との核兵器全廃の第一歩として、地下核実験禁止協定と核不使用協定の締結を核保有国に働きかけるべきである。当面、わが国にたいする核保有国からの核不使用について、二国間の取り決めを結ぶべきである。

④ 日米安全条約は明らかに非核三原則

に矛盾するものであり、たちに廃棄の手続きをとるべきである。廃棄まで

の間、日本政府は、核持ち込みを全面禁止するため、原子力潜水艦の寄港を拒否し、在日米軍基地の大幅な整理縮少を行ない、基地内の査察とそれにもとづく日米間の協議を定期化して、その結果を国会に報告すべきである。

⑤ 四次防ははじめ日本の核武装への布石となる諸計画をただちに中止すべきである。とくにナイキ・ミサイル配備である。とくにナイキ・ミサイル配備原子力船「むつ」の試運転、クエゼリ環礁でのロケット実験などの計画を中止すべきである。

⑥ 原子力技術の進歩は日進月歩であつてわが国の原子力平和利用でとりたてて秘密にすべき技術はない。むしろ核拡散防止条約をタテにして、今までの

ように原発にかんする秘密主義が強化されなければならない。むしろ国際監査はより厳密にすべきである。日本政府は少なくとも国民にたいしては公開の原則を貫徹すべきである。また安全性を無視した原子力発電所の建設および運転をただちに中止すべきである。

⑦ 被爆者援護法を今国会で制定すべきである。国家補償による被爆者の救援は、過去の被災にたいする物質的補償をもたらすだけではなく、日本が世界唯一の原爆被災国として、核兵器全廃の意思を内外に示すことを意味している。同時に日本政府は、沖縄県被爆者にたいする差別をなくし、「韓」国人被爆者の調査と救援をあわせて行うべきである。

原水禁世界大会における 成田委員長あいさつ

核絶対否定の立場で

心から敬意を表するとともに、党は皆さんは方といっしょになって、核絶対否定の立場にたち、この世界からいっさいの核兵器を廃絶するため全力をあげて奮闘すべきことを固く誓うものである。

まず、私は一発の原子爆弾で尊い生命を奪われた多くの方々のめい福を心から

祈り、いまなお健康と心を犯され、生活の不安にかりたてられ苦悩の毎日をおくれておられる被爆者の方々に、衷心からお見舞の言葉を申し上げたい。

被爆の日から、はや三十年の歳月が経過した。「原爆許すまじ」の歌は異なつた言葉ではあるが、同じメロディー、同じ決意の大合唱となつて世界の隅すみにまでひろげられてきた。

この間、「かつて平和は罪深い手がいつでも断ち切れるような一本の髪の毛で保たれている」といわれた緊迫した状況の際にも、また朝鮮戦争、ベトナム戦争の同様の危機に当たつても、平和のための国際的統一行動がいくたびか、人類絶滅の核戦争を防止する大きな力を發揮してきた。

それは、平和の力の前進によって、戦争は防止できるという歴史的証左である。その後、残念ながら世界の平和運動に深刻な亀裂、対立が現れてきたが、この困難な状況にもかかわらず、あの全世界の平和勢力の統一を訴えながら自国の平和と民族独立のために英雄的にたたかったインドシナ人民の勝利は、全世界のそして日本の平和運動にとってこのうえもない大きなかほりである。

われわれは、インドシナ人民の勝利に心からの喜び、熱烈な拍手をおくるとともに、インドシナ人民のたたかいの教訓

にまなび、原水爆禁止をのぞむすべての人々を結集し、三十年歩み続けた「平和の山脈」をさらに大きく発展させていこうではないか。

朝鮮での核使用阻止

ベトナム戦争後の激しく動く新たな情勢のもとで、アメリカ、ソ連の核大国を中心とする核軍備競争は依然としてとなるところを知らず、核拡散の危険性はむしろ拡大し続けている。

とくにシニレジンジャー米国防長官は朝鮮で核兵器の使用も辞さずという核恐怖を防ぐ、フォード大統領は核兵器の先制使用を公言し、朴ファッショ政権も核兵器開発の意図を露骨に表明している。現在、訪米中の三木総理は「日米韓」一体化の上で、安保体制を強化し、核持ち込みと米核戦略への公然たる加担といいう危険な道を歩もうとしている。

また、自民党三木内閣は、わが党が中心になり立案した、被爆者の願いをかけた国家補償の原則に立つ被爆者援護法案に反対し、他方、エネルギー対策と称し安全性を無視して全国各地に原子力発電所や再処理工場を乱立しようとしている。

このような情勢の下で、われわれは、当面の重点課題として、
一、日本の核武装阻止と核持ち込み反対
核基地の撤去。

二、朝鮮での核兵器使用阻止、沖縄をはじめ米軍基地撤去、核安保反対。

三、核兵器不使用協定、完全禁止協定の締結。

四、被爆者援護法制定。

五、安全性を無視した原発、再処理工場反対。

六、以上の課題実現のために運動を集中したいと思う。

原水禁運動の統一を

この重点課題を追求するためにも、原水禁運動の統一が焦眉の急であることはいうまでもない。

運動の統一をのぞむ世論に誠実に応え被爆三十周年を統一への本格的スタートとするため、われわれは道理にかなったしかも実現可能な統一のための四原則を提唱してきた。すなわち、

一、政党・政派・思想・信条をこえた幅広い国民運動とすること。

二、核絶対否定の立場をとること。
三、広範な人々の参加をううこと。
四、当面緊急に求められている諸行動について行動を組むこと。

一をかかげ、中央の七団体との話し合いを続けてきた。

この七団体座長の統一のための提案はわれわれにとって必ずしも満足すべきものではないが、原水禁運動の統一ということ

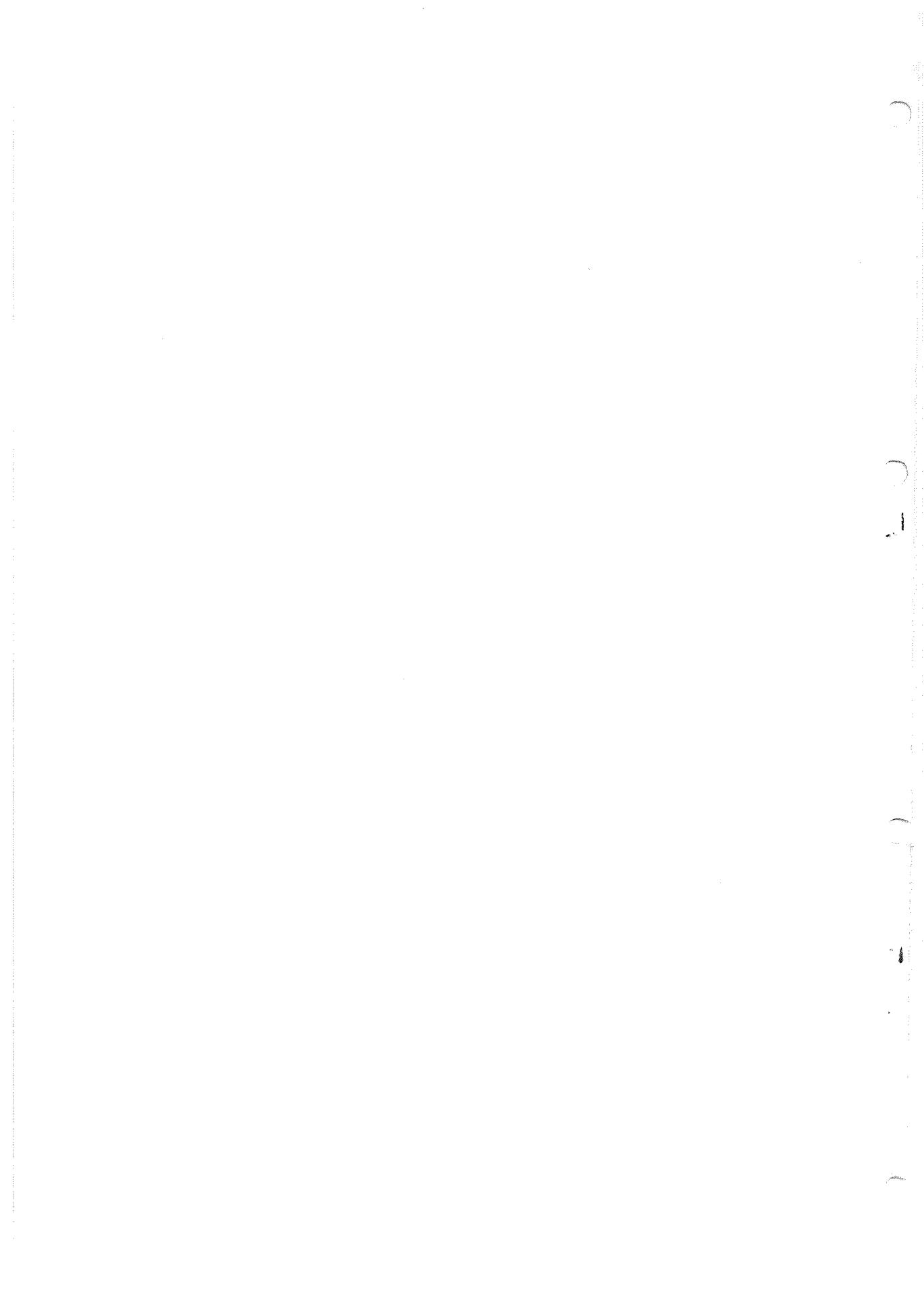
国民の願いに応え、われわれはこれに合意した。

また、その政党が組織妨害者を排除するという名目のもとに、政党組織とは無関係の原水禁運動の組織の統一を妨害したこととは、党エゴを大衆運動にもじこむ大きな誤りを犯したものとして指摘されなければならない。

いざにしても、かかる行動はまじめに原水禁運動の統一を考えていないこと示すものである。

日本社会党は、皆さんの中に、核絶対否定の国民の崇高な願いに謙虚に応えこの世界からすべての核兵器を追放するため、あらゆる障害をのりこえ、皆さん方と肩をならべて前進することを誓つものである。

被爆三十周年の本大会で、きょうまでの運動のあらゆる振り返りながら、あらたな決意で核絶滅のために全力をあげて奮闘することを政府に誓つてあいさつを終わる。



編集人 松浦利尚
発行人 堀昌雄
発行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線2222~3

定価200円 (送料別)